

平成20年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成20年6月12日 午前9時59分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西 連 寺 洋 人 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 3 号

平 成 2 0 年 6 月 1 2 日 ( 木 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前9時59分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番町田征久君、18番大関久義君を指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順に発言を許可いたします。

最初に、21番杉山一秀君の発言を許可いたします。

21番（杉山一秀君） 前に通告をしておきました5項目にわたって質問をさせていただきます。

まず、最初に県道真端水戸線、大橋池野辺間の進捗状況についてお伺いをいたします。

笠間市の建設課を初め、関係者のお力添えにより、県道真端水戸線、大橋池野辺間もやっと手がけてもらうことができ、ありがとうございました。私ども地元住民にとりましては、大変貴重な道路でございまして、私が市議会議員になりました約20年前より、早く改良してほしいとお願いを続けてまいりました。この道路は、通学道路でもあり、曲がりくねっている上、狭いという難点があります。この道路が、見事にこしから幅員10メートル道路となり、U字溝も設置し、舗装までされるということを知り及び、喜んでいただいております。もう一度、これらの関係者に対して深く御礼を申し上げます。

さて、御礼はここまでにして、この道路の完成までの進捗状況を知りたく、一日も早い完成を心待ちしていたわけですから、今後の計画と実施要綱など、わかっているところまで結構でございますので、お伺いをしたいと思います。

次に、新設される市道友部池野辺間の道路の進捗状況についてお伺いをいたします。

今ごろになっても、合併しなかった方がよかったとか、合併をした方がよかったとか、いろいろの話が舞い込んでまいります。合併したならば税金などもっと安くなると考えていたのですが、逆に値上がりして至って住みにくくなったと口々に言って、困った人たちもいるのかと思ったりもします。

私どもも、合併につきましては慎重なる考えでございましたが、滝川から池野辺に入る市道をつくる計画になっていると聞き及んで、大変喜んだ次第でございます。約束どおり、現在工事に入り、測量をしたり、一部では土地の買い上げも行われているようでございます。

そこでお伺いいたしますが、この道路の進捗状況と、いつごろまでに完成を見るのか、お尋ねをいたします。途中までできて、それでももうおしまいということになっては、地元の人たちの気持ちを逆なですることになりますので、今後のためにぜひお聞かせをいただきたく、お伺いをいたします。

次に、県道富谷稲田線についてお尋ねをいたします。

随分前から、県道と名のつく道路はどこもよくなっていると言われておりますが、笠間市内を走る富谷稲田線は、いつまでたっても改良されず困っております。他市の地域につながる道路ですが、桜川市の担当する部分は非常によく改良されています。しかし、笠間市となると、途端に悪い道路になり、改良されない道路となっています。どうしてなのでしょう。以前、何人かの人がこの道路について質問したときには、既に用地の買収ができていたとか、計画路線に入っているとかのお返事をいただいたそうですが、現段階では全然改良されず、大変不自由をしております。

そこで、今どのようなになっているのか、その進捗状況などについて、知っている限りお答えをいただきますようお伺いいたします。

次に、結婚相談所についてお伺いいたします。

世間では、少子化の波が押し寄せてきて、今や男も女も結婚に夢が持てないでいるのか

もしれません。一つ目に、結婚しない人で一生を過ごしてしまう人、二つ目として、結婚してもすぐに別れてしまう人、三つ目、男の女の会える機会がなく、なかなか結婚できない人といろいろに分かれています。特に農業をやっている人は、収入がないから対象外とあって、いつも寂しい思いをしたりします。こんなとき、市の関係者はどのように考えているのでしょうか。男と女の出会いの場をもっとつくるべきではないのでしょうか。その実情はどうなっているのでしょうか。

茨城県では、出会いサポートセンターを設けてよい成績を上げていると聞き及んでおりますが、笠間市としてはどうなっているのでしょうか。たくさん結婚相談員を依頼していると聞き及んでおりますが、年間にどのくらい利用し、どのくらいの人たちが成約をしているのでしょうか。合併後にどのくらいの成約があったのか。また、どのようなことを実施したいのか。今後どのようなことを計画し実施していくのか、お伺いをいたします。

次に、農業のあり方についてお尋ねをいたします。

今の農業は、面積を拡大して大型化しなければ収入のある農業はできないと言われております。しかし、現実にはどうしたものだろうか。山の中ほど、水田にしても畑にしても、作付をせず放棄されて荒れ放題のところが目立ちます。

輸入国のアメリカでは、小麦やトウモロコシ等、人間の口に入るものが高騰を続けております。ガソリンに変わり、日本の家畜の飼料が足りなくなっている始末です。何とんでも、私たち日本人の食べ物だけは自給しなければならないのに、今や農業だけでは生活していけないように追い込まれている現実を見ると、何と間違った考えをしているのかと驚かされたりいたします。私たちの命を守る農業こそ、自給率を上げるためにも、もっと優遇すべきだと思います。

農産物をもっと増産せよとか、もっと田や畑を耕せといっても、なかなか難しい問題が山積みします。農家をもっと活気あるものにしなければ、各地域にある商業の人たちにも反映されないし、潤いをもたらすことはないと信じているのです。もっともっと農業を見直し、潤いのある場所に変えてほしいと考えているのです。

そのような意味を含めまして、市当局では今後どのような手段や指導をしていくのか、詳しくご説明をお願いいたします。

以上、わかりやすいご説明をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、21番杉山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、県道真端水戸線の進捗状況ということでございますけれども、これにつきましては、平成19年の9月の定例会でもご説明をいたしておりますので、同じような説明となってしまうかもしれませんが、大橋地区におきましては、平成16年度から改良工事に

着手いたしております、19年度ですべて改良済みというふうになっております。また、池野辺地区につきましては、前回お話ししましたとおり、全体延長1,820メートルのうち、1,620メートルにつきまして平成18年度に用地測量が完成をいたしております、19年度におきましては、筆界未定地の地図訂正、さらには地積更正が完了いたしまして、予定どおり用地買収に着手をしたところでございます。

本年度につきましては、予算の状況を見ながら引き続き用地買収を進めまして、買収済みのところの工事の着手もするような予定となっているわけでございます。今後とも、県と一体となりまして、早期完成に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、市道の友部池野辺間の進捗状況、いつごろまでにできるのかということでございますけれども、これにつきましては平成19年の第4回の定例会でご説明しておりますけれども、この路線につきましては、友部地区の小原地内、それから笠間地区の池野辺地内を結ぶ総延長3,600メートルの新設道路でございます。

友部地区につきましては、平成18年度に国道50号から池野辺地区に向かって延長1,100メートルの区間の用地測量が既に完了をいたしております。道路用地の大半が滝川地区の土地改良区域内ということでございまして、創設換地により用地を取得するような部分でございます。これらにつきましては、平成20年度と21年度に買収する計画であります。その他個人の所有の用地につきましては、19年度から用地買収を行っております、今年度中には買収を完了させたいと考えているわけでございます。

また、笠間地区でございますが、県道真端水戸線から50号線に向かう延長2,500メートルにつきましても、平成18年度に路線測量を、それから平成19年度に実施設計と用地測量が完了いたしまして、本年度から用地買収に着手をする予定でございます。

工事につきましては、両地区とも今年度から工事に着手いたしまして、21年度に完成する予定でございまして、途中でやめるというようなつもりはございません。

また、この路線を含めまして11路線につきましては、合併による新市の一体化を図るための新市まちづくり計画に沿った道路でございまして、そういった位置づけの中で整備を行っているわけでございまして、まさにこれが合併効果であるというふうに確信をいたしているところでございます。

次に、県道富谷稲田線でございますけれども、本路線は、笠間市稲田の国道50号線から桜川市の山口地内、旧岩瀬町でございますけれども、に至る道路でございまして、県が管理する道路でございます。通勤通学などの地域住民の生活に欠かせない重要な路線というふうに認識をいたしております。

ご質問の富谷稲田線の進捗状況でございますけれども、この路線につきましては、県の単独事業でございまして、平成5年に事業に着手いたしまして、平成8年度には測量、それから設計調査が完了いたしまして、平成9年度から用地買収に着手をいたしているところ

るでございます。

現在の整備状況でございますけれども、全然改良がされていないというわけではございませんで、平成14年度には中野石材の東側の河川と隣接するところの延長120メートルを1,800万円の事業費をもって、また平成18年度には中野組石材の西側を100メートルほど1,900万円で整備を行っているわけでございます。

この路線は、隣接する河川との調整や、それから相続問題、さらには共有地等が存在いたしておりますので、用地が虫食い状態で購入されているということもございまして、工事が進まなくて、地域住民から見ますと、ちょっと目立った進捗ないようで見られている状況もございまして。このため、現在では、用地買収が完了した箇所につきまして、盛り土工事や一部改良工事を進めているところでございまして、今後につきましては、まとまった箇所ができ次第、さらには見通しのきかない場所を優先に随時工事を実施する予定となっているわけでございます。

また、今年度につきましては、中野組石材から桜川に向かう100メートルの区間について工事を着手していくということでございまして、今後とも引き続き用地買収を進めてまいりたいと考えております。県と一体となって整備の促進を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 杉山議員の質問にお答えをいたします。

本市といたしましては、結婚や子供を産むことに対する考え方の変化などにより晩婚化や未婚化が進み、将来の社会経済全般に深刻な影響を及ぼし、社会の活力が失われていくことを憂慮しているところでございまして。このため、各地で、官民とともに結婚、出産、育児に夢や希望の持てる社会の実現を目指し、さまざまな取り組みが盛んになっております。

本市では、これまで、保育所での延長保育や小学校での放課後児童クラブなどの事業や、家庭、児童相談室による生活相談を実施し、安心して子供を産み育てることができる環境整備に取り組んでおります。

さらに、晩婚化や未婚化の一因といたしまして、出会いの場が少ないということでございますが、昨年度ライオンズクラブ主催で二度にわたり出会いのパーティーが開催されまして、男性70名、女性71名、合計141名の参加があり、市では事業費の一部を補助したりPRに努めたところでございまして。

また、笠間市消防団活性化委員会では、平成15年度から消防団員を対象とした出会いのパーティーを開催してきております。昨年度で6回目となった出会いのパーティーは、男性18名、女性17名の参加がありました。こちらに対しても、市で補助金を交付いたしま

した。

次に、茨城県では、出会いサポートセンターで出会いの場の実績を上げているが笠間市ではどうなっているのか。また、今後の対策はどのように実施していくのかというご質問でございますが、出会いサポートセンターでは、平成18年6月の開設から現在までの約2年間で約2,000名の会員登録がありまして、笠間市で入会している方は89名おります。これまでに、県全体で152組の結婚の報告があったと聞いております。

また、茨城県では、地域における世話役としまして、若者の出会いの場の相談や仲介などの活動をボランティアで行っていただくマリッジサポーターを約400名委嘱しております。

笠間市におきましては、市独自の結婚相談所の設置や結婚相談員の委嘱は行っていませんところですが、笠間市総合計画における重要事務事業の一つとして、少子化対策事業を位置づけております。市といたしましては、本年度の少子化対策事業の新規事業といたしまして、出会い創出支援事業を実施すべく予算化したところでございます。

事業の内容ですが、一つ目に、笠間市出会い創出支援事業助成金制度を設けました。二つ目に、茨城県で開設したいばらき出会いサポートセンターに入会を促進するため、助成金制度を設けました。三つ目に、結婚相談業務として、大好きかさまネットワークー連絡協議会の中に、結婚相談ボランティアを担う組織を立ち上げました。笠間市は、この組織が企画立案する出会いの促進事業を支援してまいります。

また、市内8名のマリッジサポーターと連絡会を開催し、情報交換や連携施策を展開してまいりたいと考えております。

今後、このような取り組みを実施することで出会いの場をつくり、結婚の機会を拡大して少子化問題の解決につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 21番杉山議員のご質問にお答えいたします。

農業の現状認識に立って農業を活気と潤いのあるものにしていくには、今後どのような手段で指導していくのかというご質問でございます。

農業は、食料を安定的に供給することや、国土の保全等国民の生活に直結する重要な役割を担っております。しかしながら、従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増大、農産物の輸入増加による国内食料の自給率の低下等、杉山議員ご指摘のとおり、農業を取り巻く現状は極めて厳しい状況にあります。

今後、これらの課題を解決しつつ、新しい方向性を持って現実味のある農業体系を構築していくことこそが、農業行政の責務と認識しているところでございます。

このような中で、笠間市の農林業と農村を取り巻く社会現状を踏まえ、農業の健全なる



発展を図ると同時に、地域の特性を生かした施策を展開するため、長期的なビジョンに沿った笠間市農林業振興基本計画を策定し、スタートしております。

今後における主な取り組みについては、教育委員会と連携した食育を含めた学校給食による地産地消の推進や地場農産物のブランド化及び農産加工等による消費拡大の促進を図ることが重要であり、これらを推進していく上には、何といたっても地場農産物に対する市民及び消費者の信頼性の確保を図っていくことが最も重要であります。

安全安心によるエコ農業の推進や、PR事業として笠間新栗まつりや、昨年実施して好評を得ました地場農産物による「食の夕べ」の第2弾としまして、生産者と地元料理人による地場農産物紹介を計画しております。

また、地域の営農実態に応じた集落営農組織及び認定農業者などの担い手の育成確保や、農業経営の販売意識の向上及び積極的な経営対策を図り、農業の経営安定に取り組めます。

さらに、体験農業交流を通じて農業農村の活性化を図るため、地域資源を生かしたグリーンツーリズムの推進を積極的に進めてまいりたいと考えており、本年度より、愛宕山周辺の豊富な農産物や自然環境を活用した観光農業の推進についても取り組んでまいります。

そのほか、国の基本方針を踏まえ、本市の実情に沿った農業振興を展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） それぞれにお答えをいただきまして、ありがとうございました。一番最初の県道水戸真端線につきましては、前に答えたとおりでということですが、その答えたことを実際にやっではいるんでしょうけれども、大体いつごろにまでに終わらせるつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、友部から池野辺間の道路につきましても、先ほど平成21年には完成ということをお聞きしたのですが、そこら辺のところをはっきりと、どちらもいつごろ終わるのかということをお聞きしたいと思います。ことしはどのぐらいやるのかわかりませんが、そういうことも含めてぜひお聞かせをいただきたいと思います。

それから、稲田の方の路線、富谷線につきましては、笠間市を通っておりますので、できなきゃ困るなという住民の方々の考えでございまして、少しずつやっているように思いますが、今聞いていると、何か地主さんが協力してくれなくてできないというふうにお聞きしたわけですが、本当にそうなのかどうかはわかりませんが、いずれにしても、いつごろまでかというよりも、ことしは100メートルをやるとございまして、徐々にやるのでございまして、できるだけ早くこの路線もやってほしいなと。

それから、協力をしてくれないのには、よくよく買い上げの値段が安いとか、あるいはまた交渉の仕方によっては、本当に土地が欲しくて協力をしないのかどうか、そういうこ

とまで突っ込んでいろいろお話をさせていただきたいなと思います。これは笠間市の道路でございませんで詳しいことはわかりませんが、そういうことをぜひとも進言をしていただきたいなと思います。

ですから、いつまでといっても、稲田富谷線につきましては答えられないと思いますので、それは要望だけにしておきます。

それから、結婚相談所につきまして、先ほどライオンズクラブとか消防団が男女を集めてパーティーを開いたということですが、何組くらい決まったのかということは全然報告がなかったように思います。そういう出会いをして本当にまとまったのかどうかということも聞きたいなということですが、

いずれにしても、今、若い人といいますが、私なんか、いろいろ若い男女が結婚しなければ困るであろうということで手助けをしておりますが、一番上が50幾つかになったり、そんなふうには特に農業をやっている人は全然もらうことができない。農業をやっているというだけで、もう断られてしまうというようなことがあります。

ですから、そういうことも踏まえて、市としてもできるだけその出会いの場をどんどんつくっていただきたいと思いますということで、もう一度、今聞いたボランティア活動とかも、相談会も開いたし県の出会いパーティーにも紹介したと言っていますが、独自に笠間市のそういった出会いをどんどんつくっていただきたいと思いますので、もう一度その計画についてお話をいただきたいと思います。

それから、農業のことについてお話をいただきました。計画どおりいろいろとやっていると、こういうことですが、実際には農家というのは本当に今ひどい。ひどいというのは、これはいろいろな社会情勢の問題もございますので一概には言えないと思いますが、笠間市の独自の農産物をつくるか、こんなふうにすれば農業というのはもっとよくなるよといったような考え方がないのかどうか。そういうことが本当は知りたいんです。ただ、いいあんばいに、今までみたいに、いろいろ観光農業をやりたいとか、あるいはグリーンツーリズムの中でどんどん進めていきたいというのではなくて、実際に困っているわけですから、そういうのを市としては解決するようにご指導をいただきたいなということで、もう一度元気のいいお答えをいただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） ただいまの杉山議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず、真端水戸線でございますが、いつごろまでに完成するのかということでございます。これにつきましては県事業でございますが、県の単独事業、要するに国庫補助金を受けない県の県単費による事業ということでございます。

先ほど申しましたように、測量関係についてはほぼ8割方終わっているということで、あとは予算つき次第の用地取得と、それから工事ということになってまいります。今のと

ころ、完成年度ということ、こういう財政厳しい中で、県事業でございますので私どもははっきり申し上げられませんが、用地買収につきましては、県と一緒に買っていただいているということでございますので、なるべく早く全線が開通できるよう努力していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

それから、友部から池野辺へ行く道路の完成がいつごろだということでございます。この事業につきましては、道整備交付金ということで50%の交付金を受けてやっている事業でございます。そういう中で、平成21年度完成を目途にということでやっております。今年度は、友部地区で約500メートルの工事を発注、それから笠間地区でも300メートルの工事発注をしていきたい。そして、あの道路が工事が入って見える道路にしていきたいと考えているわけでございます。そして、21年度完成を目途にやっていきたい。繰り越しても22年度には完成するというような形でやっておりますので、先ほどのご質問のような、途中でやめるとかということではなく、一生懸命頑張っていきたいということでございますので、市民の皆様にもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、富谷稲田線でございますけれども、その用地が取得できないのは地主さんの協力が得られないからかというようなご質問でございます。決して地主さんの反対があるわけではございませんので、地域の皆さんもあの道路の必要性というのは十分認識して現在進めているわけでございます。ただ、この用地取得の中では、先ほど申しましたように共有地があるとか、そういった部分で交渉に時間がかかる部分がございます。そういったので時間がかかっているわけでございます。これもやはり県単事業ということで、県の単独事業でございますので、年間の進捗率は悪いですが、毎年計画的に進めてまいりたい。

それから、岩瀬方面につきましては、桜川方面につきましては、土地改良関係で生み出した土地なものですから、かなり進捗率がよかったということでございまして、その辺で笠間地区と桜川地区の差があるのかなと考えているわけでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 杉山議員の再質問にお答えいたします。

まず、ライオンズクラブ主催の取り組みの中で成婚数というお尋ねかと思ひます。その部分につきましては、交際を約束したカップルが10組成立したということでございます。ただ、それが成婚に至ったかどうかという情報につきましては、私の方で掌握してございません。

それから、独自に対策というお尋ねかと思ひます。これにつきましては、結婚相談所、結婚相談員という部分を直接市独自で設けるという考え方あるかと思ひます。これにつきましては、当然、結婚相談に来る方の登録システムが必要になったりするわけですが、こういう部分につきましては、既に茨城県の出会いサポートセンターで登録システムが稼働

しているということでございます。こういうシステムの利用促進という形で取り組んだ方が効率的だというような考え方でございます。また、結婚相談員を置いた場合につきましても、結婚相談員の研修とかいろいろ時間とか経費がかかる。そういう部分につきまして、県と連携をして取り組みをしていくというような考え方でございます。

それから、先ほどの大好きかさまネットワーク連絡協議会の方でも、結婚相談ボランティアを担う組織を立ち上げたということもでございます。こういう部分につきまして、官民連携をする形でこういう事業に取り組んでいきたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 杉山議員の再度の質問の中で、独自の農産物をつくることはできないのかというご質問でございます。

まず、この茨城の地というのは南限、北限の地域でございまして、極端に言えば何でもつくれる土地柄というのが一言で言えるかと思えます。

そういう中で、耕作放棄地も年々ふえていまして、現在の時点で792ヘクタール、さらには農家数もどんどん減ってございます。そういう中で、農業の産出額でございまして、5年間ずつ切つてあるんですが、平成7年が126億9,000万円ございました。これは米、麦、それから雑穀、豆、野菜、果実、花木、工芸農作物、養蚕、畜産、加工という中で、まず一番多いのが畜産でございまして、畜産につきましては約30%程度、そしてお米もその次に比率を占めております。そういう中で、野菜等は、若干でございまして、伸びてきております。

そういう中で、市の方としても、新しいものをつくることも大切でございまして、現在、クリが笠間には900ヘクタールほどございます。特に、一言で言えば笠間のクリが小布施のクリになったり、虎屋のようかんになったりということも聞いておりまして、何とか地産地消、地域でブランド化できないかというような取り組みを現在行っているところでございます。

また、そのほか花卉も、特に友部地区が有名でございまして、銘柄産地に小菊等も指定されてございまして、そのほか準銘柄産地としても幾つかの品目が産出されてございまして、全体的には横ばい状況もありますけれども、いろいろな角度でいろいろな特性を生かしながら頑張っているところでございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 順序は逆になりますけれども、結婚相談所について非常に関心があるものですから、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

県のサポートセンターに登録した方がいいんだなんて、甘っちょろく聞こえるんですが、私たちはやっぱり、笠間市のある職場では結婚しなければ首にしてしまうということもあるようでございまして、それほど笠間市役所がやれというわけではありませんけれども、市独自の結婚相談所というのを開いてみたらいかがなものかと、いつも思っております。

今言われているのは、年寄りが百姓をやれなくなったら、若い人は全然できないというような、もし時代が、今来ていますけれども、そういうことがずっといくとすれば大変な問題になってしまうなといつも思っているわけでございます。そういうことからすれば、笠間市の中でも、結婚はすばらしいというようなことをどンドンとPRするためにも、この相談員みたいなものをつくってやった方がいいのではないかと思いますので、もう一度そのところを、笠間市の意気込みを聞かせていただきたいと思います。

それから、農業のことにつきまして、独自の作物ができないと言いますが、このままでいったら本当に農家はかわいそうです。なくなってしまうと私は思っております。ですから、何かそういうことについて、もう少し笠間市としても、農業はこうあるべきなんだということをもっと勉強していただいて、そして一般の人たちにお話をしてもらって、やはり農業というのはすばらしいなというようになれるように、ぜひともお話をさせていただくために、その関係者の皆さんが積極的にそういうことを話していただきたい。ただこれは補助金を出しますよというようなことだけでは、なかなか理解をしてもらえないのではないかと思いますので、もう少し積極的なお話を、こういうことをすれば農業というのはいんだよというようなことを研究をしてお話をしてもらえるかどうか、お尋ねをいたします。

それから、道路のことにつきましては、一生懸命に道路行政についてはやっているようでございますので、文句を言うわけにはまいりませんが、できるだけ立派な道路を早くつくっていただきたいなということを要望しておきます。

では、2点についてお伺いをして、終わりにします。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 杉山議員の再々質問につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず、市として独自にというようなことでございますが、今回、20年度の予算の中で新たに新規事業ということで、出会い創出支援事業という部分を予算化しているところでございます。その中身につきましては先ほど申し上げましたが、一つ目に笠間市出会い創出支援事業助成金制度でございます。二つ目に、茨城県で開設したいばらき出会いサポートセンターに入会を促進するための助成金制度ということで新たな新規事業を立ち上げたわけでございます。そういう部分につきましては、その実効性といいますか、その成果といいますか、その部分がまだわからない状況でございます。そういう事業を積極的に進めていくと、それがまず肝要かなと思っております。

また、先ほど申し上げましたが、大好きかさまネットワーカー連絡協議会、そういう中での取り組み、こういう部分につきましても、私どもと連携をして、これもことしから事業を進めていくということでございますので、そういう部分につきまして積極的に推進をいたしまして、その成果を得られるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、農業の積極的な研究をして活性化を図ると、そして関係者の努力をしてほしいというような質問でございます。

まず、農業というと、特にここ、中国産のギョーザの問題に端を発した食の安全、それから狂牛病等の肉の問題、こういうものもありまして、食の安全というのが現在問われている状況にあるかと思えます。3月、4月ぐらいまではマスコミで頻繁に出ておりましたが、ここへ来てびたっとそういうものが閉ざされて、何かトーンダウンしているような嫌いがあるかと思えます。

いろいろな方策はあるかもしれませんが、そういう中で、まず幾つかあるかと思えますけれども、一つは地産地消もその大きなテーマと考えております。

そしてまた、農業全般に言えば、一つは集落営農の推進というのが大きなキーワードになるのかなど。これは農業機械、ちょっとした農家でも、トラクターやコンバインやいろいろなものを含めると、一農家で1,000万円程度の機械を使って、年に1回、2回しか使わないものもあります。そういう農業機械の過剰投資というのが大きな課題になっている中で、地域全体で、集落全体として土地利用を進めていこうと。そういう中では、担い手農家に土地を集積しながら、過剰投資を防止しながら進めていこうというのが集落営農でございます。

もう一つは、団塊の世代、特に定年帰農と申しますか、会社等々をやめた方々を対象におもしろい仕掛けづくりができないかということで、現在、友部、あるいは笠間、岩間含めて、そういう模索をしながら、団塊の世代を中心にしながら、年金もらっている方々です。そんなおもしろい農業ができないかということで、現在模索を、動き出したところでございます。いろいろと進めていかなくちゃならない現状を踏まえて、積極的に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時からといたします。

午前10時48分休憩

---

午前11時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場内が暑くなりましたので、上着を脱いでも結構でございます。

次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

ここで私から申し上げます。鈴木貞夫君から、一般質問に当たり資料の配付の申し出がありましたので、会議規則第150条により許可いたしております。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

私がお願いいたしました茨城県医師会の「後期高齢者医療制度に対する茨城県医師会の取り組み」という文書を会場内に配付していただき、ありがとうございます。私の質問の中でぜひともこの文書を参考にさせていただきたいという思いで、議長をお願いいたしました。

私は、今まで数回にわたりこの制度についてその問題点を指摘し、見直しや中止を求めてきました。4月から実施し2カ月が過ぎようとしておりますが、全国で戸惑いや混乱が起き、見直しや中止の声が一層強まっているのが今の後期高齢者医療制度の問題です。皆さんもご承知のとおり、今、国会では、参議院は6月6日にこの法案の廃止を可決しました。今、衆議院でもこの法案についての審議が廃止についてなされているところであります。

茨城県医師会は、3月28日反対の声明を発表しました。全国で最初です。その後、27に及び都府県が慎重な対応や反対、批判的な態度を表明、5月14日付では、新聞紙上一面の大きさを東京都医師会は東京宣言を発表しました。その中には、私たち東京医師会は、75歳以上の患者さんたちの医療制度が変わっても、今までと同じ医療制度を提供することをここに宣言しますとあります。今回の後期高齢者医療制度について強い不満を示し、この制度を認めておりません。

茨城県の原中医師会長は、新聞紙上で、この制度の問題点について、目的は老人医療費削減、老人にお金がかかるから慎め、お金を出せという制度は本質的に間違いだとさえ指摘しております。

今、このような現状が全国を渦巻いておりますが、まず私は、笠間市長に、このような現状をどう認識するのかという点についてお聞きしておきます。

以下、質問したいと思います。

まず、保険料の問題です。年金額1万5,000万円未満、また無収入の人への全額免除をまず私は求めます。4月17日茨城県市議会議長会は、年金受給月額1万5,000円未満の低所得者に対する新たな減免制度を創設する要望の決議を採択しました。5月29日に県広域連合は、県内市町村の担当者を集め、年金1万5,000円未満の保険料の独自の減免を検討するというふう聞いておりますが、市としては広域連合に全額免除の申し入れが必要ではないでしょうか。また、この会議には担当者が出席したと思いますが、どのような会議であったのか、報告を願いたいと思います。

私は、市独自の全額免除をまず求めます。笠間市のその該当者とは何名になるでしょうか。また、全額免除した場合に必要な額は幾らになるのか、お伺いしておきます。

次に、医療給付の問題です。茨城県医師会は、3月22日理事会で、この制度は高齢者に大きな負担と医療を制限する萎縮医療そのものであり断固反対するとしております。

まず、高齢者担当医の問題です。県医師会は、研修を行わないとしております。笠間市

には、高齢者担当医というのは現在何人おりますか。

次に、診察料を月6,000円を限度としているが、それ以上必要な場合は、来月に回すとか、やめるとかの事例が今現在起きております。前回の私の3月の一般質問では、診察が打ち切られることはないというような答弁でしたが、その根拠はどこにあるのでしょうか、伺います。

次に、終末期患者の問題です。この問題は、終末期患者ばかりでなく、入院患者を早く退院させることに重きを置いているこの制度について、前回の質問において答弁は、市内2カ所、24時間365日往診の体制であるというふうに言われました。中央病院と県西病院と連携しているというふうに伺っております。病状がいつ変化するかわからない終末期の人々に、この体制で往診できるのか。また、連絡先はどこなのか。私は、中央病院、県西病院に行って、事務長や課長さんにこの問題について伺ってきました。何らこの問題については話は聞いていないというふうなことです。

さらに、健康診査の問題です。後期高齢者の健康診査は全員に行うという答弁でした。政府は、慢性疾患で通院中の人を対象から外すよう求めております。この人たちはもちろんこの健康診査の対象として市はしているのか、その確認をしたいと思っております。したがって、全員、高齢者個人に健康診査の通知をしっかりと行うのかどうか、伺います。

また、75歳以上の人間ドック助成について、市は今年度08年度で終了というふうに県の資料にあります。全県下で13の市町村が打ち切ると。その中に笠間市もありますが、予防医療の点からも、老人の健康を守るためにも助成は必要であると思っておりますが、その辺についての見解を伺います。

次に、オートレース場外売りの問題についてお聞きいたします。

4月27日に業者による72区全域と近隣の区長、班長を対象に説明会をするというふうに聞いておりました。私も出席させてくれというふうに求めましたが、後で市と議会に報告しますということでお引き取り願いたいということでしたので、私は出席しませんでした。これまでの川口市、業者との経緯、その辺も含めて伺っておきたいと思っております。

この関係する県北総合事務所、国交省国道事務所に私は行き、業者からの申請の状況、県や国道事務所は申請を受け付けたかどうかも含めていろいろ聞いてきておりましたが、県の県北事務所は、書類は来ているがそのまま据え置きと。国交省国道事務所には、正式な申請は出されておられません。

この問題を私がここで取り上げたのは、前回の質問の中で、関係する部署が県では協議したというふうに報告されておりました。その点についても伺いましたが、関係部署で協議した、うーん、それは、そういう事実は、というふうに言葉を濁しました。国道事務所は、2年前にたしか申請は出たけれども、書類が不備で受け付けはしていないと。その後正式な申請はまだ来ておりません。なぜ右折レーンができるかのごとく言ったのか、その辺が不思議なので、その辺の事実をどういうふうにつかんでいたのか、お聞きしておきた



いと思います。

さて、市は前回の答弁でそういうことを言われたわけですがけれども、私はそのような事実を見ると、業者の説明をそのまま市議会に報告して、聞いていると、できるようにも思うような、右折レーンができるような、県でもちゃんと受け付けているように思えてなりません。そういうことについて、ちゃんと市としては確認していたのでしょうか。

また、川口市からこの件について正式な話もなく、業者による一方的な申し入れというふう聞いております。一部地域で説明会を行うやり方は、市はそれでよしとするのでしょうか。笠間市は、市民に与える影響を考え、経緯を含め、市民の意向を広く聞くことが必要であると思いますが、伺います。

次に、エコフロンティアについてお伺いいたします。

埋め立てが始まって、操業開始以来ことしの8月で3年になりました。高温溶融炉は運転から2年が過ぎましたが、福田地区や市民の中にはこれらのことについての不安が渦巻いており、また、この処分場についてのふじみ湖裁判は、秋には証人の立証の段階となりました。一見何事もなきがごとく見えます。市民は常に不安を抱いておりますので、質問したいと思います。

監視委員会の問題です。

毎月一度行われております。合併して2年、同委員会の委員が4月から新任されておりますが、公表されておりません。議会や市民にその委員を公表すべきではないでしょうか。かつて委員の選出については、当初、旧笠間市のその要綱の中に、「除く原告団」という文言がありました。私たちのふじみ湖裁判の原告団の訴えで、法務局から不適切である旨笠間市に通達がありました。市は、「除く原告団」を撤回した経緯があります。今回の委員の選任に当たり、この件をどのように扱ったのでしょうか。また、一般市民からの公募を私たちは求めてきましたが、考慮したのでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

次に、高温溶融炉の排ガス問題です。

私は監視委員会をいつも傍聴しておりますが、そこで議論されている中で、問題点がありましたので伺いたいと思います。

監視委員会に提出されている事業団の排ガス資料には、基準を超える排ガスが時々出ております。建設に当たり県、市、事業団は、どんな廃棄物を炉に投入したとしても無害化できるということを主張してきました。しかし、現在まで、たび重なる修理を行っているのも事実であります。4月末にもばいじんが溜まり運転を中止しております。また、この排ガスというのがどの部分に溜まったのか、お伺いしたいと思います。

監視委員会で、排ガスが基準を超えるのは投入される廃棄物に原因があるというふうにされておりました。また、委員会で、市民に分別を徹底させ、塩化物を家庭ごみに入れない、そのように広報して分別を徹底してもらいたいという委員長の発言がありました。市はこの件をどのように扱うのでしょうか。この監視委員会の委員長が申した、分別を徹底

させて塩化物を入れないというふうなことを広報に載せるのでしょうか、その辺を私はお聞きしたいと思います。

塩化物質は、一般のごみよりも、産業廃棄物に多く含まれているのが現実です。旧笠間市が現在行っている13分別の中に入っております。家庭のごみとしてそれらの物質が出せなくなったときに、一般の家庭はどこにそのごみを持っていけばよいのでしょうか。また、塩化物質だけを完全に分別するということは不可能です。その辺は、市は、ごみの収集とも絡めて、このような監視委員会の発言に対してどういうふうに対応するのか、お聞きしたいと思います。

以上で、1回目を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをいたします。

まず、過去の流れから申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、老人医療制度については、1973年に全国一律に、70歳以上の高齢者の方を対象に医療費の無料化がスタートをしたわけでございます。その後、1983年には老人保健制度が施行されまして、2000年に自己負担の1割が導入されました。その後、急速な高齢化の進展により老人医療を中心とした医療費が増大する中、医療制度を将来にわたり維持するとともに、高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確にし、公平でわかりやすい制度にするために、今年度から後期高齢者医療制度が開始をされたわけでございます。

そういう状況の中で、私は、今の国の政治状況を見ますと、政府・与党は、制度を創設した当事者にもかかわらず、批判に対して、創設の趣旨を説明する責任を十分果たしておらず、混乱している現状だと思っております。また、野党は、代替案を出さず、もとに戻すことのみで廃止法案を可決したことは無責任であり、廃止した後の展望を示すべきだと思っております。

そして、例えばテレビのマスコミ等については、刺激的な部分だけを報道しまして、ある意味で国民の不安をあおっているような、そういう現況もあるのかなと思っております。

制度的に、今、問題になっている主なものは、例えば年金からの天引きとか、低所得者に対する軽減措置とか、定額包括払いの6,000円の不満であると感じております。茨城県医師会については廃止の声明をしておりますが、一方で、この制度に賛成しているお医者さんもいるのが現実でございます。

このような状況の中、国においては、軽減措置を含む見直しが現在進められておりますが、国レベルの医療サービスの観点から考えますと、市町村間で負担の軽減を競争的に取り組むべき問題でなく、国がしっかりと全体的に医療という側面から取り組むべきものであると私は思っております。

制度がスタートしたばかりであるのに、見直ししていることが先行的に報道されてお  
りまして、私ども市町村の現場には正確な情報が伝わらなく、混乱を招く原因にもなっており  
ます。また、いろいろな見直しの中で、財源抜きでの見直しが先行されるべきではない  
と私は思っております。社会保障の財源を将来の少子高齢化社会の中でどう確保するか、  
明確にしっかりと制度の見直しをしていくことが大切であると考えております。

私は、この制度は個々の経済力に応じて負担を求めることにより成り立つ制度であり、  
経済力に応じた適正な受益者負担の原則は必要であると考えております。

具体的質問事項については担当部長より答弁をさせます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 7番鈴木貞夫議員の質問にお答えいたします。

まず、初めの質問でございますが、保険料を毎月1万5,000円未満、また無収入の人へ  
の全額免除を求めることでございますが、茨城県議会議長が茨城県後期高齢者広域連合会  
連合長にあてました後期高齢者医療制度減免制度に関する要望書の対応につきましては、  
広域連合議会運営委員会審査の結果、低所得者に対する後期高齢者医療保険の減免を行う  
必要性を認めるものの、広域連合を構成する関係市町村がその財源を提出しなければなら  
ない。そういうことから、関係市町村と広域連合の間におきまして協議を行っていくこと  
とされております。

また、国においては、保険料の軽減等についても検討しているところでありますので、  
広域連合へ全額免除の申し入れや市独自の全額免除については、現段階では考えておりま  
せん。

それから、年金の所得状況によりますと、75歳以上の方で年金収入だけで年額18万円未  
満の方は211名おりますが、無年金者の方については特定できませんので、該当者数の人  
数は把握できません。

続きまして、医療給付についてでございますが、笠間市の担当医は何人いるかとの質問  
でございますが、茨城社会保険事務局で確認したところ、市内では担当医として登録され  
ている医師はおりませんが、茨城県内では現在40名が登録されております。

市としては、診療が打ち切られることはないとの前回の答弁の質問ですが、定額包括払  
いの6,000円は、慢性疾患等に対する継続的に管理する外来診療であります。

なお、厚労省では、症状が悪化した場合、同診療の枠外で出来高算定できると言われて  
おります。また、担当医がいなくても診療は受けられます。

次に、在宅療養支援診療所の件でございますが、二つの医療機関については、社会保険  
事務局に届けをしている医療機関であります。一般の方が利用する医療機関ではなく、患  
者本人が登録してある在宅療養支援診療所です。

3番目の健康診査についてでございますが、本年度に75歳になる昭和9年3月31日以前

に生まれた方も含め全員に、去る5月30日に高齢者健康受診券を郵送しております。慢性疾患で通院中の方については、医師に健康診査の受診が必要か相談してくださいといたしますので、医師の相談の上、最寄りの健診会場に受診していただきたいと思います。

75歳以上の人間ドック助成についての質問ですが、今までは国民健康保険や政府管掌の健康保険、健保組合で人間ドック等を受診していたわけですが、後期高齢者医療制度に移行になり、高齢者健康診査は、茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け笠間市が実施しておりますが、人間ドックの実施助成については、保険料にも影響いたしますので、今後、広域連合と協議が必要になります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 7番鈴木（貞）議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、4月27日に開催された地元説明会につきまして、市に何らかの報告があったかのご質問でございますけれども、5月13日に事業者が開催内容等についての資料等を持参したため、管理施行者でございます川口市への報告をすべきであるという旨を伝えたとところでございます。その際、茨城県や笠間市がこの事業について了承していると誤解を招くような説明を地元区長等に行っていることについて、嚴重注意をしたところでございます。

また、当日の内容につきましては、4月28日と30日に職員が地元区長宅を訪問いたしまして、説明会の状況等を確認いたしてございます。

次に、川口市と業者との関係でございますけれども、現状としては、平成18年に川口市から事業者から出された管理施行に関する回答書については、提示条件が成立されていないという状況でございますので、川口市としては白紙状態と聞いてございます。

したがって、今回の説明会につきましては、事業者が経済活動の範囲内で行ったものであり、事業者と施行者の協議が調うということになれば、施行者による正式説明会が開催されるものと認識しているところでございます。

さらに、茨城県と笠間市の協議につきましては、昨年12月の全員協議会でお示した資料のとおり、平成18年8月7日午後2時30分から1時間にわたりまして、笠間市役所において、茨城県と笠間市の関係部課による都市計画法第42条の用途変更の協議を行っているところでございます。

また、国道50号右折レーンの設置に関する国土交通省との協議についてでございますけれども、いまだ協議の前提条件が整っておらず、国土交通省への正式な申請はされていないという段階でございます。3月議会において、交通や児童生徒の通学等への影響につきましては、事業者から国道50号への右折レーンの設置や警備員の配置の説明を受けまして、影響が少ないという考えをお示しいたしましたが、設置につきましては、国土交通省の判

断となります。

最後に、説明会の範囲につきましてでございますが、オートレースの場外車券場に関する設置許可は、笠間市ではなくて経済産業大臣でございます。このため、地元説明会の範囲につきましては経済産業大臣の指示する地域となるわけでございますので、当該地域の意見を十分踏まえまして、笠間市としての対応をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

まず、監視委員会のお尋ねについてお答えいたします。

エコフロンティアかさま監視委員につきましては、本年4月1日付で15名の委員を委嘱したところであります。内訳は、再任11名、新任4名でございます。

この15名の委員を公表すべきとのお話でございますが、各監視委員につきましては、過去に監視委員個人に問い合わせ等があったことなどから、その活動に極力影響を及ぼさぬよう、また監視活動の公正性、中立性を確保するという観点から公表しないこととしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、今回の委員選任に当たって、以前「除く原告団」という表記を撤回した経緯があり、これを今回どのように扱ったのかというお尋ねでございます。

市といたしましては、委員会設置当時の考え方に沿って、今回も、地元福田地区や隣接地区及び関連団体等から適任者を選任することで検討を進めてまいりましたが、過去の「除く原告団」という表記につきましては、まことに配慮を欠いた表現であったと真摯に受けとめている次第でございます。

また、今回の委員選任に当たっては、監視活動の実効性を確保するため、各委員の経験というものを重視いたしました。その結果が、15名中11名の再任という結果にあらわれております。これまで培ったノウハウを今後の監視活動に生かし、あわせて新任の監視委員にその手法を伝えるという考え方でございます。

なお、新任委員4名についても、先ほど申し上げましたように地元福田地区や関連団体等から選出するとの考えから、特に一般市民の公募を求める考えはなかったことを申し上げます。

次に、高温溶融炉の排ガスについてお答えいたします。

まず、基準を超える排ガスが出ているとのご指摘でございます。

5月27日の監視委員会では、事業団から4月の排出ガスの測定値について報告がございました。それによりますと、電光掲示板に掲示している排出ガスの測定値が維持管理目標値を超えている割合は、二酸化硫黄が1.8%、窒素酸化物が0.8%、塩化水素0.8%、一酸化炭素1.6%となっております。これは1日24時間を単位とした割合で、例えば1.8%を例

にとりまして、1日のうち25分間維持管理目標値を超えていたということになります。

しかしながら、この維持管理目標値は、事業団が独自に法令の基準に上乘せをして設定したもので、法令の基準自体はクリアしていることから、安全性については問題ないものであります。事業団としては、ごみ質の関係で起こるこのような現象を、今後ともすべてのデータが維持管理目標値を満足するよう努めていくと申しているところでございます。

次に、溶融炉のどの部分にばいじんがたまって運転を休止したのかというお尋ねでございます。

これにつきましては、二次燃焼室のホッパー出口部分でございますが、そのホッパー部にばいじんがたまったため、通常の管理業務の一環として、これを取り除くために運転休止したということでございます。

次に、監視委員会において、市民に分別を徹底させ、塩化物を家庭ごみに入れないよう広報することが必要と言っているとのことでございますが、これについては事実誤認があるように思われます。去る4月28日の監視委員会では、事業団から市民へのお願いということで発言がありました。これは、エコフロンティアかさまにごみを持ち込む場合は、火気類は厳禁、塩化ビニール等についても可能な限り持ち込みを控えることで塩化水素の発生を軽減できるという趣旨でなされたものであります。

この事業団の発言を受けて、監視委員会として市民へのPRの必要性に言及したものでありますが、その意図するところは、決して市民に塩化物の分別を徹底させて塩化物を家庭ごみとして出さないよう広報するとしたものではございません。

したがって、塩化物を家庭ごみに入れないようにといった監視委員会での発言、市民に広報するのかという部分については、広報は考えておりません。

最後になりますが、これまで申し上げましたように、塩化ビニール等については、家庭のごみとして出せないというのではなく、これまでどおり出していただいて結構でございます。

ただ、農業用ビニールにつきましては、以前からエコフロンティアかさまに搬入できないものとして取り扱われておりますので、これにつきましては、別途専門の機関が回収する日に出していただきたいと思っております。

また、搬入可能な塩化ビニール等についても、3R、リデュース、リユース、リサイクル、これらを実践するという心構えで取り組んでいただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今、それぞれ答弁もいただきましたけれども、今、民生部長が言われたことは、私たちが監視委員会に行ったときに聞いている委員長の言っていることとは全然違いますよ。それは後で指摘します。

市長からも、今までの経過その他も含めて、長々というか、いろいろと丁寧というよ

うに思われる答弁いただきましたけれども、この点について全部今ここで言っていると時間がないのでその辺は省いて、実際にこの制度が動き出して、今、何が問題になっているかということ、今までの答弁等を考えながら再度はっきりと答弁してもらいたいと思うんですね。

この問題、市長は、今の中で説明が足りなかったから混乱したんだというふうに言っておりますけれども、説明すれば説明するほど混乱しているというのが実態なんです。県の医師会に中央の医療審議会から細かいあれが来たのが3月だそうですね、いろいろ細かい内部の問題というのが。そういうことを考えると、初めからこの制度についてのちゃんとした説明が医師会ともなく、医師会との連携もなくして出発したということに、私は一つ大きな問題というのがあると思うんですよ。

それで、これ4月に始まってから盛んに宣伝が始まりましたね。殊に、自民党や公明党の政府・与党が、保険料が下がるとか安くなるということを盛んに言っていたわけですが、じゃあその実態というのは、本当に下がったのかどうかということですよ。皆さんも、6月5日付で新聞に載っていますから、厚労省の。その前の日に発表されたんでしょうけれども、その中では、今まで保険料下がりますよと言っていたのが、実態とは異なっているということが明らかになったんですよ。

今まで国保では53万円が頭打ち、後期高齢者では50万円が頭打ちで、所得の高い人ほど保険料が国保に比べて安くなるというのは、初めからわかっていたことなんです。この新聞発表の資料等を見ると、茨城県でも7割ぐらいの人が下がると言っていますけれども、問題は、所得の高い人は下がったけれども所得の低い人は負担が重くなった、これが今一番問題になっているところなんです。そういう実態を、今までいろいろなテレビの宣伝その他の中でも実態を隠し続けて、舛添大臣さえ国会の中で負担は下がるんだと言いながら、ついに厚労省のこういう調査結果が出たら、これ茨城新聞ですよ。低所得者世帯ほど負担増というふうに書かざるを得ないような実態というのが明らかになった。

この制度をちゃんとした設計をしているならば、既に始まる段階、1月、2月の段階でどのような保険料を集めてこの制度が運営されるかということがわかれば、どのような人にどのような保険料を徴収するのかという根拠がなければ、私はこの制度設計成り立たなかったと思うんですよ。後から計算して、上がりましたでは、この医療制度全体の予算というのは成り立たないんじゃないですか。私は、厚労省はこれは初めからわかっていたと思う。それを小手先だけで隠し通せないから、こういう実態調査が私は出たと思うんですよ。

それと、この保険料の問題というのは、ただ単に今だけの問題じゃなくて、これから2年で改定していくわけでしょう。どんどん上がる。いろいろな試算によると、今の団塊の世代が75歳になってくる2025年ごろ、16万円になっちゃうという統計さえ公表されているんですよ。今の高い負担と、さらに高くなるであろう負担というのが予想されるような制

度というのがなぜ成り立ち得るのか。所得の低い人に対する手厚い手当で、免除その他というのがない限り、この制度というのは私は成り立たないと思うんです。

この制度の問題の一つというのは、どこが責任とるかということなんですよ。国なのか、県なのか、広域連合なのか、市町村なのか。保険者は広域連合ですよ。この制度設計した村上正泰さんという、もともと大蔵官僚です。その中心にいた人、この人の書いたものを見ますと、この制度をずっと検討したときに、どこを保険者にするかでとんざしていたというんです。県は受けないだろう。国もやらないだろう。市町村にやれといったらできないだろう。保険者が決まらなければこの制度自体成り立たないということで、ずっととまっていた。ところが、広域連合でやらせたらどうかということで、一気に進んだというんですよ。

私がここでこういう質問して、市の担当者も答えられない面はあると思いますけれども、じゃあ私たち市民というのは、こういうふうな矛盾というのをどこへ行って聞いたらいいのか。広域連合へ行って聞くんですか、赤塚の事務所へ行って。しかし、広域連合が決めて、それを実際に実施する市町村の担当者に聞くしかないんですよ。

ですから、私は、こういうふうなことを市長も言っておられましたね。制度をつくりながらすぐに手直しするというようなことは問題だと。よく説明がなかったと。よく説明もなく出発して金だけ集めたというのが、私の実感ですよ。

今、いろいろな手直しの話が出て、国会でも、継続審議にして、その間にこの制度いろいろ見直すというような話も出ています。しかし、この制度自体がそういう問題を含んでいるとしたら、小手先の、ただ単にに保険料云々だけでは、私は済まないだろうと思うんですね。やはりこれは、市独自としても、所得の低い人たちへの減免の必要というのはあると思うんですね。

それと、さっきの答えの中に、1万5,000円と無収入、無所得の人、その人はわからないと言ったんですけれども、どういうふうに徴収するんですか。市が徴収するんでしょう、所得1万5,000円以下の年金の人と収入がない人は。市が発送して普通徴収するんでしょう。数がわからないなんてことがあり得るんですか。わからなかったら徴収できないじゃないですか。なぜわからないんですか。ちゃんとそれ調べてもらいたいと思います。

問題は、県医師会、これは40人と新聞にも出ていますよ。40人しか、茨城県内。笠間では全然いないですね。この問題と下の終末期医療の問題というのはちょっとあれするんですけども、その前に、この6,000円の問題、この間5月3日のNHKのテレビでやっていましたね。さっきの部長の回答とちょっと違いますよ。東京の国分寺の医者がそこに出て、月々かかる2,350円がその人の慢性疾患の検査代だと。ところが、その人が中耳炎になっちゃった。中耳炎を検査しようとするすると7,840円になっちゃう。そうしたら、この7,840円だけで6,000円を超えてしまうので、検査したらいいかどうか悩んだと、そう言っているんですよ。



それと、糖尿病で月に5,660円かかっている。ほかのことで、ほかの医者で検査しなきゃならなくなったけれども、既に6,000円近いので検査できない、打ち切らざるを得ないと。かえって病状悪化するんですよ。だから、この6,000円の問題というのは、実に医者の中でも問題です。その辺は、さっき言った答弁、3月の答弁と食い違うということを私は指摘して、よく調べてもらいたい。

それと、終末期患者ですね。これ、笠間で2件ですね。旧笠間市だけです。友部、岩間担当医ないですからね。私はその名前ももらいました。そのお医者さんのところへも行きました。中央病院へも行きました。県西へも行きました。だけど、お医者さんは公表してもらいたくないと言うんですよ。私のところの医院が後期高齢者の在宅治療やりますなんてことは一切言ってもらっちゃ困ると。僕は議事録持って行って、市の答弁こうですよと言ったんです。中央病院にしてもこんなことは聞いてないし、中央病院は、もし緊急で来たとしても受け付けはできません、往診なんか一切できませんと。

この二つの笠間市にある医院というのは、自分のところで入院していた患者が家に帰られた場合には、特別の連絡網を持っていて、緊急の場合はその人には責任持ちますと。それは以前からあった在宅診療の問題だ、終末期の後期高齢者問題とは全然関係ないと。じゃあ、後期高齢者で適用された終末期の患者が家に帰った場合どうするんですか。あるところは言いました、救急車だねって。簡単に言われましたよ。救急車呼んでもらうしかない。

2カ所挙げられた医院、また県西病院、中央病院、連絡されても対応できませんと、はっきり私は言われたんです。そうすると、この終末期医療そのものが成り立たない。帰った人はどうするんですか。自分の親が、お母さんなりお父さんなりが苦しんでいるときに、ああどうするんだろうと、どこへ電話するんですか。消防署ですか。救急車ですか。言っていることが全然、だから、この制度自体が、動き出しながら、そういうふうに医療制度を根本的に維持するための体制というのが全然とられてないということです。だから、担当医なんかいない。決められない。それで、365日24時間往診体制できずと幾らここで答弁されても、実際には受ける側のお医者さんがいないですよ。

それで、友部や岩間の人には怒られるけれども、うちのエリアはそこまで行ってないから、そういうところから言われてもとても行けませんと言っているんですよ。それで、今その医者に来ている患者もみんな笠間地域だけだと。笠間の地域で2件でしょう、真ん中あたりの。じゃあ、友部や岩間の人はどうするんですか、終末期の場合。救急車ですか。

こういうことは、やはり医師会なりとどこが連携とってやるんですか。市がやるんですか。県の広域連合がやるんですか。どこが責任持ってこの制度のそういうふうな体制というのをつくるんですか。私は、この問題については、実に摩訶不思議だと思うんですよ。

その点について、私は部長のところへ行ってお医者さんの名前ももらいましたが、一切公表していません。お医者さんに言われたからではないし、これはうっかり公表でき

ないなと思ったから、公表はしておりません、今は。だけど、本来なら公表しなきゃいけないでしょう、広報なり何なりで。こういう体制がありますから終末期で在宅の人はここへ電話してくださいと。そうじゃないでしょうか。秘密にしておいてやったのでは、どうするんですか。制度ないという話ですよ。その辺のことをはっきりと、どうなのかということをお聞きしたいと思うんです。

ほかに、この健康診断の問題等、全員やるということでしょうから、ぜひ徹底してもらいたい。それと75歳以上、これは人間ドックの助成を打ち切るなどということは、もってのほかだと思うんですね。むしろ年をとった人たちが、予防医学の面から見たら、医療の面から見たら、日常的に健康管理するためには、やはり人間ドックに必要だったら入ってもらってそれに助成するというのが当たり前じゃないでしょうか。75歳以上は人間ドックなんか行かなくてもいいよとほうり出されたんじゃないか、たまったものじゃないかと思うんですね。

だから、私きょう配っていただいたこの資料、茨城県医師会がこういうふうなことを言わざるを得ないというのは、それらの点を踏まえて、そういうことがあるから医師会としてはできませんというふうに言っているんですよ。

時間もあれですけども、オートレースの問題は、私も県へも行っていろいろ話を聞いてきて、今ここで細かくするあれはありませんけれども、これからどういう動きがあるかわかりませんが、動きがあったら議会なり何なりに知らせてもらいたいと思います。

それで、一つ確認したいのは、川口市なんかからは正式にそういう話は来てないというふうにとっておいてよろしいですね。

それと、この監視委員会、これは市長に聞きたいんです。この監視委員のメンバー、公表してくれということで担当課長と話したんですよ。担当課長は何と言ったと思いますか。原告団は処分場を認めてないから監視委員に入れないと言ったんですよ。これ、どういうことですか。はっきり言われたんですよ、郡司課長から私は。それで私はかっとして怒ったんです。

監視委員に「除く原告団」というのは不適切だというふうに法務省から言われて、配慮しますということは一応あった。しかし、担当の課長が、原告団になっているのは処分場認めないから、監視委員は処分認める人間しか入れないんだと。これ、どういうことでしょうか、市長。やはり私はその辺は徹底してもらいたい。

それと、部長さん、監視委員会で委員長が言ったのは、広報で徹底してもらいたいと言ったんですよ、この分別を、青木委員長は。広報で徹底してもらいたい、広報してほしいと、分別を。だから、私はこういう質問しているんですよ。その辺は、言った言わないになるかもしれませんが、そういうことです。

ちょっと今の点だけ答えていただきたい。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） まず、後期高齢者医療制度についてのお話でございますが、制度がわかりにくいというのは、私も全くそのように思っております。非常に複雑な制度だなと思っております。

そして、この制度をつかって、それを国民の前に示してくる時期、これについては決して早かったとは思っておりません。制度の説明と、国の医師会と国との関係というのは私は存じ上げませんけれども、この制度をつくる審議会の中では、社会保障審議会の中に「後期高齢者医療の在り方に対する特別部会」というのができておりました、その中の9名のうち4名のお医者さんが入っておりますので、その辺で国と委員の中での議論がしっかりとできなかつたのかなと思っております。

それと、この制度が、去年の7月の参議院選の後、一部手直しがあって、国民の前に示すのが遅くなったということが報道されておるわけでございますが、市としましても、いろいろ4月の制度開始前から問い合わせがございました。住民に一番近い行政体は市町村でございますので、市の責任でできる限りその問い合わせには対応していったつもりでございますが、市の中でもなかなかわかりにくいこともございまして、県なり国に問い合わせても明快な回答が返ってこなかったと、そういう事実がございます。

しかし、我々市の運用する中で窓口である行政体としては、これからもそういういろいろな情報をしっかりと受けて、住民に説明責任を果たしていきたいと思っております。

ただ、国が出すよりも何が出すよりも、マスコミが一番最初に出てしまうことがありまして、新聞報道やテレビの報道で初めて知ると、そういう実態があるのも事実でございます。

制度については、私は先ほども申し上げましたけれども、いろいろ見直す点はあるかと思えます。ただ、途中で見直すと、またこれ現場が混乱するところもございまして、1年間きちんと運営して、問題点を拾い直して、そして改正してしっかりとした制度として行っていくことが重要かなと思っております。

それと、監視委員会の委員の選任に当たっては、先ほど担当部長からも申し上げましたように、旧笠間市の時代に「除く原告団」という表現を使っていた経緯がございます。この点については、私も、以前、本会議で陳謝をさせていただいたところでございます。

今回、担当課長がそう言ったか言わないかは、本人に確認してみないとわかりませんが、現在「除く原告団」という表現は使っておりませんで、今回は、監視活動の実効性を確保するために、経験というものを重視して選任をしたということでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 鈴木（貞）議員の再質問にお答えをいたします。

まず、監視委員会の中で、担当課長の部分ですが、今、市長の方からもお話がありまし

たが、補足的に、担当課長の部分につきましては、発言は、過去の事実関係の中で、これまでの経緯、そういうものを言ったものでございます。したがって、鈴木（貞）議員が言ったような趣旨では言ってないということでご理解を賜りたいと思います。

それから、監視委員会での委員長発言の中で、PR云々ということでございますが、これにつきましては、塩化物、これを家庭ごみとして持ち込まないというような、そういう部分で広報というような伝え方がございましたが、決してそういうことではございません。分別というのは大変大事なことでございますが、その塩化物が持ち込まれることがまずいということではないということで私も認識してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） ただいまの年金の件でございますが、社会保険庁の年金リストだけで見ますと、1,504人が月1万5,000円以下という数字が出ております。それから、いろいろな年金をもらっている方がおります。そういうものを全部はともかくとしても、ある程度調べましたところ、おおむね211人が18万円未満、月1万5,000円以下という数字でございます。

また、無年金者の課税についてどうするんだという質問でございますが、無年金者といえますか、所得がわからない、無収入というような方については、所得ゼロ、いわゆる被扶養者と同じような考えで、均等割、平等割、そういったものの課税ということになります。当然、これについては減額対象ということにはなりません。

それと、在宅療養支援診療所につきましては、あくまでもその本人が在宅診療所に届けるということでございますので、在宅療養支援診療所は社会保険事務局に届けることになっております。そういった形での取り扱いになりますので、市としては、先ほど議員もおっしゃられるように、PRとかそういったものについてはしておりません。

それから、人間ドックの75歳以上の補助でございますが、連合の方は、あくまで国保とは別個の保険でございます。そうしますと、例えば社会保険以外のいろいろな保険がございます。そういった方との整合性、いわゆる後期高齢者のみの対象ということでは市としては考えることはできなくなりますので、後期高齢者連合の方には、こういう意見があるということは伝えておりますので、今後、連合の中でどのような対応をするのか、やっている市町村もあるということではございますが、市町村間の公正という部分から見ますと、やはり連合で統一してやるべきではないのかなというふうに考えております。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 1分しかないですけども、今の回答、私が言っていることには全然答えてないですよ、極端に言えば。

終末期の問題というのは、知らせてなくて、どうしてみんな在宅でいる人がわかるんですか、知らせなかったら。私はそれを聞いているんですよ。いざ困っているとき、消防署

に電話すればいいのか。そういう施設があるなら、そういう施設もあるということをやっと公表して、わかるようにすべきじゃないですか。制度はあります。だけど、どこかお蔵へしまっておいて、それはわかりませんでは、全然役に立たない。私は、その辺の事実関係を調べてほしいと。だから、中央病院にも行き、その二つの医院にも行き、県西にも行って、全部そういうことを調べてきて聞いているんです。その辺はどうですか。

それと、部長はちょっと違うことを今、また後ほどやりますが、どうですか、その辺。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 在宅療養支援診療所につきましての件ですが、ここにかかるといふ方につきましては、先ほどから申し上げているとおり、患者本人が登録してあるということが原則になります。ただ、その在宅療養診療所についての届け出は、あくまで社会保険事務局に届け出をするということがありますので、だれもが在宅支援診療所に直接行けるといふことでは、その意味とはまた別になります。

〔「365日24時間往診体制にありますと言い切っているんだから、それを言っているんです」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 鈴木（貞）議員、時間ないね。協力お願いします。

7番（鈴木貞夫君） 時間がありませんから、その問題はこれからもいろいろ聞いていかなきゃならないし、実際問題としては大変だと思います。

いろいろな人が、中曽根さん初め、塩川正十郎とかいろいろな自民党の長老さえ、この問題、この医療会計をおかしな制度だと言っている事実があるんです。これは廃止されるしかないということを強調して、時間もありませんので、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午後零時03分休憩

---

午後零時59分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番野原義昭君、23番小園江一三君が所用のため退席しました。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、保育行政について伺います。

すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければな

らない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。児童福祉法を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって常に尊重されなければならない。児童福祉法の総論は、児童の成長に必要な手だての指針を示しています。

そこで伺います。

児童福祉法が示している原理を尊重し、保育行政に予算、人、運営に必要な手だてが求められます。正職員の保育士の採用は、5年間されていません。現在保育に当たっている保育士の身分は、57%が臨時嘱託職員であり、不安定雇用になっています。児童は、親や保育士の様子で、安心したり不安になったりします。行政は、児童の健やかな成長を保障する保育環境にすることです。

臨時は半年、嘱託職員は1年間更新になっており、雇用継続と解雇が常に存在し、保身が第一義的に作用する仕組みです。そこには、児童福祉法が示した原理が生かされにくい環境となっています。保育に専念できる正職員の採用と現在の臨時嘱託職員の正職員化を求めますが、その見解を伺います。

同じ保育所で保育に当たっている保育士が待遇に格差があることは、同一労働に対する法のもとでの平等の原則に反するものであり、その格差の改善を求めます。

具体的には、6カ月勤務すると業績手当が支給されています。このことから、正職員、臨時嘱託職員に関係なく、業績を認め、手当を支給すべきです。

また、何年も保育の仕事に携わっていながら、基本的には臨時嘱託職員は賃金が上がりません。正職員になるまでの間、臨時嘱託職員の時給1,000円以上にすることを求めますが、見解を伺います。

次に、学校図書について伺います。

将来の社会を担う児童生徒は、さまざまな可能性や夢を持って成長していくものです。それは子供たちが健やかに生きる権利を持っており、国連総会で子ども権利条約が満場一致で採択されています。

笠間市民憲章では、先人たちがはぐくんできた歴史や文化の薫るまち、歴史や文化を大切にし、豊かで潤いのあるまちにしようと定めています。

人間は歴史を学び、未来を創造し生きていくものです。教育は子供の生きる力をはぐくみ、未来の社会を支える人材の育成であります。人は環境に育つとも言われ、教育環境を整えるためには、家庭、学校はもとより、行政の支援も欠かせません。

政府は、想像豊かな人材の育成を求め、学校図書館の充実をさせるため2007年に約200億円の図書購入費を全国の市町村に交付税として予算措置が行われました。県内の市町村に交付された図書購入費は4億7,000万円でしたが、図書の購入費に使われたのが3億6,000万円であると公表されています。昨年の笠間市の図書購入費の実績では、小学校

で839万円、中学校では206万円しか図書購入がされませんでした。

そこで、学校図書の拡充と活用について伺います。

学校図書の蔵書の数に、学校間格差があるのではないのでしょうか。古い図書を多く持っ  
ていても、利用する児童生徒の立場から見ると利用しにくいことなどから、新しい図書に  
随時買いかえる必要があります。児童生徒が利用する視点からも、図書の購入を推進す  
べきです。現状では、図書購入費が削減されているのではないのでしょうか、伺います。

毎年すぐれた図書が発売され、また再販もされています。各学校の図書の拡充に対し、  
計画目標を持って、広い分野での書物を偏るなく整備することが必要であると考えます。  
図書の拡充目標を持っているのか。目標に対して充足率はどのようになっているのか、伺  
います。

3点目、児童生徒の知的好奇心は、教育を通して目を開き、旺盛になっていくものです。  
人は、環境によって、持てる力の発揮の度合いが違います。児童生徒の読書量に、学校間  
に温度差が見られます。よい教育環境をつくる視点から、学校図書の活用を重視した取り  
組みが求められますが、見解を伺います。

児童生徒が知的好奇心を満足できるよう、適切な情報の提供、指導が求められます。今  
日、情報化社会と言われておりますが、各種の情報が多く伝達すると同時に、一方では、  
多くの情報により、真実を見きわめることが困難になっています。このため、学校図書に  
専任の図書司書を置き、情報の整理と紹介、活用しやすい図書室の運営を進めることが求  
められますが、見解を伺います。

次に、水道行政について伺います。

前回の議会において、水道料金の値下げを求め、県中央広域水道の契約水量を見直すよ  
うたりましたが、契約水量の見直しは水道運営審議会で検討中とのことでした。

そこで、再度水道行政について伺います。

第1点は、少子高齢化が一層進んでいく中で、笠間市も人口の減少傾向が続いています。  
にもかかわらず、笠間市水道事業基本計画案では、平成28年度の人口推定は増加を推定し、  
給水量の推定量は日量3万6,500立方メートルになっています。平成18年度の実績である  
日量2万1,950立方メートルに比べると、1.66倍にもなっています。これは過大な見積も  
りではないのでしょうか。その積算根拠について伺います。

第2点は、笠間市全体の県水の契約水量は、現在、日量1万4,200立方メートルであり、  
霞ヶ浦導水事業の完成時には、現在の2倍以上の日量2万8,438立方メートルになってい  
ます。しかし、今回の笠間市水道事業計画案によると、1日当たりの総給水量の推計が日  
量3万6,500立方メートルになっています。その水源の内訳はどのようになっているので  
すか。県水の契約水量、地下水の利用水量について伺います。

第3点は、水道水に対する市民のニーズは、高い水道料金の値下げを求めています。住  
民税や介護、医療保険料の負担増、ガソリンや日用雑貨、食料品などの高騰など、暮らし

が大変であり、料金の値上げになるようなむだな水を買わない、むだな開発はしないでほしいということです。県衛生課の見解では、市町村から契約水量の変更がそろって出されれば、契約の変更するとの見解でした。したがって、過大な需要や人口見積もりを想定した計画の見直しと契約の変更を求めますが、その見解を伺います。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

鈴木（貞）さんもやられましたので、簡単に質問したいと思います。

4月から実施されましたが、一層不安と怒りが広がっています。市や茨城広域連合に抗議や問い合わせの電話が殺到しました。75歳の方は、人生の有効期限と言われている気がした。収入の少ないお年寄りからさらに搾り取ろうとするなど人間の尊厳を踏みにじている。82歳の方は、長生きしてきたら卒寿、白寿とお祝いされるのに、年寄りは早く死ぬと言わんばかりです。年金で生活しているのに、高い保険料を天引きされ、どうやって生活したらいいのかわからないと77歳の方などの声が寄せられています。

そこで伺います。

この医療制度に対する市民の声を聞いておりますか。この医療制度で市民の暮らしがどうなっているのか、把握していますか。市は、茨城県後期高齢者医療連合にその市民の声を届け、制度の改善を求めているのですか、伺います。

茨城県の保険料は1人当たり平均年額6万9,355円になっており、介護保険料と合わせると月1万円近く年金から天引きされます。無年金者や月1万円から2万円の低い年金生活者からも年額1万1,200円の保険料を徴収し、滞納したら保険証を取り上げ、全額医療費を窓口で負担する資格証明書を発行する無慈悲なものです。しかも、保険料は2年ごとに見直しされることになっています。75歳以上の高齢者の人口比率が上がると保険料が上がり、また1人当たりの医療費が上がると保険料がさらに上がることとなります。厚生労働省の試算でも、7年後には40%も値上げになり、団塊の世代が75歳になる2025年度には現在の2倍の保険料になると試算されています。そして、低所得者ほど負担増になることが判明しました。この後期高齢者医療制度、存続すればするほどお年寄りを一層不安にさせ、国民を苦しめるものになります。これらのことから、この制度の廃止を求めます。

市長は、行政の立場から、茨城県後期高齢者医療広域連合、県、国に意見書を出すことを求めますが、その見解を伺います。

次に、障害者のマル福の適用について伺います。

65歳から74歳の重度心身障害者が後期高齢者医療制度に加入するかどうかについては、本人が選択できる仕組みになっていますが、加入しなければこれまで利用してきたマル福の医療費助成制度の対象から外すのは、加入の強制であります。特に扶養家族となっている障害者は、加入すると、これまで無料だった保険料が、均等割年額3万7,400円の新たな負担増が生まれます。障害者自立支援法によって利用料の1割負担や医療費の負担がふえ、障害者の生活が大変になっています。したがって、後期高齢者医療に加入、未加入に



関係なく、マル福の医療費助成を継続するよう市に求めますが、その見解を求め、1回目の質問とします。

議長（石崎勝三君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 16番横倉議員の質問にお答えいたします。

現在の公立保育所4カ所で働く保育士については、職員の保育士が24名、臨時嘱託保育士が32名で、全体で56名でございます。構成比率は、今、議員さんがおっしゃいましたように57%になってございます。行財政改革大綱実施計画におきまして、公立保育所の民間委託、あるいは指定管理者などを視野に入れまして検討していく方針でございます。また、幼保一元化についても、内部検討を始めたところでございます。

現在、正職員の退職につきましては、新規職員の採用はせず、臨時保育士を雇用して対応している状況でございます。このようなことから、現在の臨時嘱託保育士につきましても正職員にする考えはございません。

次に、保育士の待遇格差がある、格差の改善を求めるとのご質問でございますが、正職員と臨時嘱託職員の違いですが、保育にかかわる事項については指導計画に基づいて実施しており、その責任については正職員と臨時職員とも変わりはありません。役割については、正職員が保育計画の作成や各種行事の企画立案を行っており、職員の職種によるそれぞれの責任の度合いも違っております。

臨時嘱託職員の賃金につきましては、県内市の実態を調査するなどして決定しております。臨時嘱託保育士の賃金でございますが、時給950円については、専門的業務のため一般事務職員時給770円より優遇しております。県内各市の保育士の賃金を比較しましても、決して安くない賃金となっております。

また、雇用条件に応じてそれぞれ社会保険や雇用保険に加入しており、臨時職員の年次有給休暇についても、笠間市臨時職員雇用等管理規程等に基づきまして休暇を与えているところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 学校図書館図書の蔵書の学校格差につきましては、学校規模によりまして大きく違いが見られます。大規模校ほど蔵書数が多くなっております。これを児童生徒1人当たりで見ますと、大規模校ほど1人当たりの蔵書数が多くなるという傾向にあります。

新しい図書の整備につきましては、毎年限られた予算の範囲で整備を行っておりますので、厳しい財政状況下で予算編成も厳しい傾向にある現状でありますので、市立図書館が行うリユースフェアや巡回図書を利用するなど、連携を図りながら進めていきたいと考えております。

2番目の図書の整備状況につきましては、小中学校の平成19年末において学校規模に応じた蔵書数の目安を示した学校図書館図書標準冊数と比較しまして、小学校につきましては、14校中12校で100%を達成しております。90%台が2校という整備状況でもあります。平均では、117%の達成率となっております。中学校におきましては、7校中2校で100%を達成しておりますが、80%台が1校、70%台が2校、50%台が2校という整備状況にあります。全部の平均では80%の達成率となっております。全国県平均からすれば、整備されている傾向にあるのではないかと判断しております。

次に、学校図書の活用につきましては、児童生徒1人当たりの貸し出し冊数で見ますと、各校間でかなりのばらつきが見られます。今後につきましては、現在各校で取り組んでいる始業前の読書タイム、ボランティアの方々や上級生による読み聞かせ、またみんなにすすめたい一冊の本事業への積極的な取り組みをさらに充実させまして、子供たちに日常的に本と触れ合う習慣を養い、学校図書の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、専門の司書教諭の配置についてですが、学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令により、12学級以上の学校に司書教諭を置くこととなっております。現在、笠間市では、東小学校、南中学校を除く19校に司書教諭を配置しております。学校図書館の運営、読書活動の指導を行い、さまざまな読書推進事業に取り組んでおるところでございます。

図書室専任の司書の配置についてでございますけれども、現在の限られた人員の中から配置することは非常に困難な状況にありますので、これまでどおり司書教諭を中心に読書事業を推進してまいりたいと考えております。

子供の豊かな読書経験の機会を充実するために、今後も、三つの市立図書館との連携を密にしながら、現在ある図書資料の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、笠間市水道事業基本計画案での人口推計でございますが、笠間市水道事業基本計画案策定の際に推計しました人口数値と笠間市総合計画の数値が近値であることから、上位計画であります笠間市総合計画の人口数値を使用しております。

給水量の推定量の根拠でございますが、実績水量をもとに有収率、普及率を設定し、推計した生活量1人当たりの給水量を乗じて生活用水量を予測しました。業務、営業及び工場用についても、実績水量をもとに将来水量を推計し、また茨城中央工業団地、岩間工業団地等開発区域の水量を加えて予測したことにより、平成28年度の日量最大給水量を3万6,500立方メートル、日平均を2万9,667立方メートルと設計いたしました。

以上のような根拠をもとに算出しておりますので、決して過大な見積もりをしているわ

けではございません。

次に、2点目の平成28年度の日最大予測3万6,500立方メートルの水源につきましては、県水2万3,933立方メートル、地下水1万2,599立方メートルで想定をしております。

3番目の計画の見直し変更についてでございますが、現在、基本計画案につきましては、市民の皆様からのご意見をいただきたくパブリックコメントに提唱しております。

水道事業の基本原則である安全な水を安定して供給し続けるため、平成22年度に事業統合を実施し、また水道料金の見直しについては段階的な計画をしており、料金改定の際にはその都度算出根拠の見直しを行って、料金改定について厚生労働省に申請するものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 16番横倉議員の質問にお答えいたします。

まず、初めの質問でございますが、市民の声を聞いているのか、どのような声が届いているのかとの質問でございます。

新たに後期高齢者の医療制度がスタートした被扶養者から移行した方と国保から移行した人で保険料の軽減が違うのが納得できない、また、年金生活にとっては大変な負担だ、将来保険料は上がるのか、などの声がある一方で、市に寄せられた手紙や新聞の投稿欄などで、制度の趣旨については5回ほどの周知で理解をした、制度に対する保険料負担についても納得した、との内容の新聞報道も拝見しております。これらの声は、広域連合へも伝えております。

二つ目の質問ですが、行政を執行している立場から、茨城県後期高齢者医療広域連合、県、国にこの制度の廃止を求める意見書を出すことはありません。

3番目の65歳から74歳までの重度障害者が後期高齢者医療制度に加入、未加入に関係なく医療費助成継続をすることを求める質問でございますが、茨城県の医療福祉費助成制度、マル福の扱いですが、4月1日から、65歳以上でマル福を受給する場合は後期高齢者医療制度への加入が条件となっておりますが、茨城県としては、今後、市町村と意見を交換し、検討を協議していくと聞いております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 保育行政についてですが、今、答弁では、ほかの別な方向に移行するとか、そういうことで、正職員の採用、また臨時嘱託職員の待遇改善はしないということでした。

しかし、今、臨時嘱託職員ということで身分の差が歴然とあるわけですよ。そういう中で、法のもとの平等、国民共通の権利であります。正職員の保育士、同じ業務と責任を

持って働く職員に、その社会保障に大きな差がある。そういう差別待遇を一方で容認していながら、子供の教育、どうして子供たちを大切に行政であると言い切ることができるのか、改めてこの問題で伺いたいと思います。

今、いろいろな報道でも、ワーキングプア、一生懸命働いても生活できない、そういう問題があります。この保育士の場合、1年目で60万円、5年目で110万円違います。10年目ですと160万円、同じ仕事をし、責任を持たせながらこういう低い状況です。何年働いても、最初の給料です。

そういう中で、今、市長は、笠間として、少子化対策をすごく力を入れていると、いつのところでも述べています。この低い賃金体系のままで、結婚する、家族を扶養する、そういうことはできないのではないのでしょうか。そういう中で、子供たちにいい保育をする、また働く人たちが本当に生きがいを持って子供の成長に尽くす点では問題があると思います。ぜひそういう点でも、この見直しはしていただきたいと思います。

次に、図書館の問題です。今、小学校では学校図書館図書標準冊数が100%になっている。また、中学校ではすごく差があります。そういう中で、予算措置、中学校、大きいところでは蔵書数は多いと言われていますが、年間の読書量にすると物すごい差があります。小学校では、年間40冊以上、100冊を超えているところもありますが、中学校では、年間1冊とか2冊、ゼロのところもあります。そういう中で、この教育図書の方針、この中学校の子供たちへの図書の問題、本当に、教育環境、人生の成長に大きな役割を果たす読書に力を入れるべきではないかと思います。

市の図書館の利用ということではありますが、やはり身近にあることが大事であります。そういう中で、ぜひ中学校の図書の問題は、国も去年予算措置をしているわけですから、そういう点からも、もう一度再考する考えがあるのかどうか伺います。

また、学校ごとに図書司書を置くようにという点では、予算が大変だということで司書教諭を置いているということです。しかし、現実には司書教諭は、学年主任いろいろな仕事で、図書司書としての資格は持っていますが、これが十分に果たされない現実があるのではないのでしょうか。そういう中で、小規模校は年間読書数がすごく多いですけども、大きいところではそういう手が回らないというのがはっきり出ているのではないのでしょうか。そういう点から見て、司書教諭を置くだけでなく、図書司書をぜひ置いていただきたいと思いますが、再度伺います。

第3問目の水道料金についてであります。3万6,500立方メートル、この水量は過大な見積もりではないという答弁でした。しかし、今、工場立地の促進とかそういうことが盛んに言われておりますが、現実的に工場の立地に水が必要だと言われていた中で、実際はなかなか工場が張りついていません。工場の立地については、日本経団連の現状では、海外に生産拠点を移したり、国内での生産については技術集約型が予定されており、笠間市への工業進出に対し他の地域に比べ経済的にメリットがあるのかどうか、判断できる材料

があるのか、その点で伺います。

また、今までの実績からと言われておりますが、省エネ対策が今後一層進んでおります。水の量の面では、節水型の技術が進展し、水の消費量が減っていくこととなります。家庭で1日当たりの水の消費量は、1992年度の最大消費量で418リットルでしたが、2006年になると最大消費量が386リットルと、1日の消費量が32リットルも減少しています。笠間市水道事業案による契約水量は、人口が減少しているにもかかわらず増加を想定し、過大な見積もりになっているのではないのでしょうか。

現在、県の契約水量は日量1万4,200トンであります。今度はそれを大きく超えるものです。平成28年といたしますと、あと8年ですが、この1.866倍にもなる量に対して、本当にこの1日の消費量から見ても減少傾向になっているということが、今いろいろな資料を見ても出されています。そういう点で、1人の消費量、個人の消費量についてどのように試算されたのか、伺います。

それと、今、人口の推定ですが、国立社会保障・人口問題研究所が2007年に発表した日本都道府県別推定人口によりますと、茨城県の人口は2005年が297万人です。これは実績です。2010年には293万5,000人、2015年には287万3,000人、2020年には279万人と、現在よりは県段階では20万の人口減少を示しております。

そういう中で、笠間市が、いろいろな推定から見てこういう計画になったということでしたが、この今の新しいプランにしても、現実との乖離がすごく大きいのではないかと。その辺から、この国立人口問題研究所で示されている人口に対する市の答弁をお願いいたします。

後期高齢者医療制度の問題です。この制度で一番問題というか、75歳の年齢で切っていく、そういうことは許せない。この理念に大きな問題があります。それとあわせて、今、人口が団塊の世代の方が75歳になると2倍、高齢者人口がふえれば、また医療費がふえれば、当然今の制度では保険料も上がる、そういうことに対してお認めになるのでしょうか。再度その辺をお伺いします。

また、65歳から74歳までの重度心身障害者の医療制度、これは全国では10県以外は今までどおり医療費無料のマル福を行っています。ですから、その人の判断で後期高齢者医療制度にならないこともあります。今度の場合ですと、このマル福になった方が新たに負担になって、この医療制度に入らなければマル福が使えない、医療制度に入れば保険料が取られる、こういうことでは、どっちに転んでも負担がふえると。これでは、本当に困っている障害者にとってはひどい中身ではないのでしょうか。その点で、今、県の広域連合の方でも検討するということですので、ぜひその辺は、広域連合、そしてまたそれができない中では、市として、この広域連合に対し、マル福を入らなくても入っても使えるようにする、ぜひその点再度答弁を求めます。

議長（石崎勝三君） 横倉君に注意します。通告を超えておりますので、通告内のこと

で質問をお願いいたします。それで、4分以内に3回目上げてください。

答弁、福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 保育所の関係でご質問いただきまして、再度答弁させていただきます。

まず、最初に、雇用をするときでございますが、笠間市の中に、臨時職員雇用等管理規程と嘱託職員の嘱託職員任用管理規程の二つの規程がございます。それらのもとに、採用するときには、十分その辺を理解していただいた上でお願いしているということが、まず基本でございます。

それと、賃金の部分でございますが、笠間市では950円ということで先ほどお話ししましたが、県内の市の平均で申しますと879円でございます。79円笠間市の方が賃金高いということをお願いしている状況でございます。その中でも、32市中、上から7番目の賃金でお願いしているところでございます。

それと、もう1点は、先ほど漏れましたが、業績手当の質問でございますが、6カ月以上勤務した場合にボーナスを支払ってはどうかというご質問でございましたが、現在、笠間市では支給する考えはございません。

それと、20年のことしの4月1日からは、パートタイム労働法というのが施行されまして、それらに基づいて雇用等もお願いしてございますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 再度のご質問にお答えする前に、先ほど学校図書の蔵書数の学校間格差の中で、学校規模により大きく違いが見られ、大規模校ほど蔵書数が多く、児童生徒数1人当たりで見ますと「大規模校ほど」と申し上げましたけれども、「小規模校ほど1人当たりの蔵書数が多くなります」ということですので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、お答えしたいと思います。

読書の件でございますけれども、笠間市の子ども読書活動の現状と課題という中で、笠間市子ども読書活動推進計画を作成するときに、調査の年月日が平成19年6月ですけれども、あなたは本を読みますかというような調査をしております。その中で、中学生についても、約80%の子供たちが本を読みますよと、小学生については、90%近い子供たちが本を読みますというような状況で、読書については、そんなに読んでいないということじゃなくて、大変読書については親しまれているのではないかというふうに関心しております。

また、学校図書の整備の目的ですけれども、学校図書館法における学校図書の定義ということになりますけれども、第2条に、図書、視覚聴覚教育の資料で、その他学校教育に

必要な資料を収集し、管理し、及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教育を育成することを目的として設置するとしています。

このようなことから、現笠間市の状況を見ますと、3地区に図書館がちゃんと設けられている。そして、学校においてインターネットも十分整備をされているということで、子供たちはそういう形の中でも読書とかそういうものに接する機会が十分補われているのではないかと考えております。

そういうことから、読書を目的ではなくて、学校図書につきましては、今後、児童生徒が学習等において調べ用の教材図書としての役割が大変大きくなっていくのではないかと考えておりますので、学校、児童生徒の希望等を十分組み入れた中で図書の整備を図っていきたいと思っております。

また、専門の司書を置いてはどうかということでございますけれども、司書の業務としまして、現在、司書教諭というものがおありまして、それにプラス専門職ということになりますと、それだけの専門職の司書が仕事として携わるものがあるのかということも、一つの課題になってくるのかと思います。

というのは、小学生の場合は別としまして、中学校の場合には、休み時間に図書を見るときか、放課後に見るという中でも、部活動等が盛んに行われておりますので、そちらの方に子供たちもかかわるといことで、学校の図書を利用するのではなくて、休日とかそういうときに、図書館とかに行って図書を利用して講読するという機会が多くなっているのではないかと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 再質問にお答えします。

まず、省エネとか節水型に伴いまして、418リットルから2006年には386リットルということになって、過大ではないかと、人口が減となっているにもかかわらず。この辺につきましては、行政人口に対して普及率の向上を見込んでいるため、386リットルとなるものでございます。

また、1人当たりの消費量でございますが、平成18年181リットルで見えておありまして、平成27年には204リットルと推計しております。これらにつきましても、普及率が現在88.8%でございます、28年度には普及率91.6%を見込んでいるため、増になっているものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 横倉議員の再質問にお答えをいたします。

水道に対する保険料負担が倍になることを認めるのかというご質問でございますが、こ

れについては、現段階では申し上げることはできません。

それから、マル福の関係でございますが、これについては、先ほども申し上げましたように、茨城県として市町村との意見を交換して検討していくということでございますので、そのようなご理解をお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君、3回目、4分以内をお願いします。

16番（横倉きん君） 後期高齢者医療制度についてですが、先ほど制度としては認める、そういうことも聞いているということです。しかし、新聞紙上でも、今のいろいろな問題をとらえても、77%はこの制度はおかしいというのが出ております。そういう点で、今の制度がわかったということが、今度の後期医療の皆さんの声ではないということをはっきりここで申し上げたいと思います。

また、ワーキングプアの問題ですが、200万円以下で本当に扶養家族を養えるのか。そういう点で、少子化問題に対する雇用問題、少子化の手当てはいろいろやっておりますが、少子化の解消は、今のワーキングプア、派遣やなんか、ここでは派遣ではないですが、官製ワーキングプアをつくっていいのかということで、市長に、何年働いても、いろいろな条件で、認めるということはわかります、雇用関係ですから。そこで働いているわけですから。しかし、その雇用、こういう形で臨時職員をずっと広げていくということに対して、少子化対策には絶対逆行するのではないか。そういう点で、やめるべきだと考えますが、市長の答弁をお願いします。

それと、読書というのは人間形成にとって大きなものです。そういう中で、今、中学生が本当に読書の数が少ない。そういう点で、この中学生に対する教育方針、本を読む、そういう点ではどういう指導をこれからしようとしているのか、教育長に伺います。

それと、水道問題では、普及率ということですが、普及しても、これからの問題です。ぜひ水道審議会なり、パブリックコメントを有効に生かしながら、そしてまた、今までの人口動態、それと工場誘致いろいろやっていますけれども、全然工業団地に入ってきません。岩間工業団地の中のキヤノンのわきの工場でも、もう閉鎖するといううわさが出て、雇用、解雇、派遣はやめたというふうに、このオイル高ではやっていけないという形で、そういうことなんかもうわさされておりますので、ぜひいろいろなところが張りつくから水道の需要が高まる、これはもう一度再考すべきではないかと思っておりますので、その辺検討をお願いしたい。

最後の質問です。以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをいたします。

私は、少子化対策に重点事業として取り組んでいくということを申し上げておりますが、今回の少子化対策につきましては、出会いから結婚、さらには子供を産む環境、そして育



てる環境、保育料等含めて対策をしたわけでございまして、働く側の立場からということとは、また別視点の問題だと考えております。

正職員、臨時職員それぞれ業務上の責任やら役割、そういうものが違うわけでございまして、その違いから賃金の格差があるというのは、私はやむを得ないかなと思っております。ただ、それが保育所等の運営に支障を来さないように、しっかりと職員の指導をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 横倉議員のご質問にお答えいたします。

中学校での子供たちに対する読書ということでのご質問ですが、これは中学校ばかりではなくて、今、子供たちの読書離れから本を読む活動を推進していくということは、これは学校教育の中で行っていることでありますし、そのために本市でも子ども読書活動推進計画を立てまして、その中で子供たちの読書をどんなふうに進めていくか、読書活動をどう進めていくかということを経営を立てたところでございます。

しかし、よく考えていただきますとおわかりだと思っておりますが、私たちが子供のころは、本に接する機会というのは学校図書館ぐらいしかございませんでした。しかし、今は、当然、本は子供たちの周りにも、私たちの周りにもあふれている状況があります。また、テレビであるとか、映画であるとか、そういうメディアもたくさんございます。今、読書に本を使って学習をするということ、そこは各教科の中で、それから学校の国語科の中でも計画的に取り入れられています。しかし、学校図書館のあり方、イコール読書量の増加ということでは、今はないというふうに思っております。

そのところを含めて、子供たちが本にどう手を出せるか。当然、学校図書館もそういう意味での機能を果たす必要はございますが、そういう中の役割の一つとして、学校図書館のこれからのあり方を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を2時5分にいたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時06分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番町田です。

さきに通告しました、1、各小学校、中学校の公用車の配車について、2、笠間全市で

の行政区への未加入世帯について、3、岩間工業団地中央に位置する道路の信号機設置のその後の進捗状況の3点について質問いたします。

質問は簡潔に行いますので、答弁は丁寧をお願いしたいと思います。

それでは、1点目、岩間地区の小中学校には公用車が配車されているが、旧笠間地区、旧友部地区小中学校には公用車が配車されていないのはなぜか。笠間中学校4校、小学校が6校、友部が中学校2校、小学校が5校、岩間が中学校1校、小学校3校、また公用車の代用はどのようにしてきたのか、お尋ねいたします。

2点目、笠間市での行政区への未加入世帯について質問いたします。

笠間市の世帯数2万8,593世帯のうち、地区に未加入世帯は何戸あるか。また、市からのお知らせをどのようにしているか。また、ごみ等の処理はどのように指導しているのか、お願いします。それから、そのごみの相談について、未加入者からは何件ぐらい今までにあったか、お尋ねします。

3番目、岩間工業団地内の道路に信号機の設置を昨年3月に一般質問で要望しましたが、その後の進捗状況を説明ください。

また、去年は、旧岩間地区は吉岡地区に1基、それからB & G総合グラウンドの入り口に1基と、2基の信号機が設置されました。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 町田議員のご質問にお答えいたします。

岩間地区の小中学校の公用車は、合併前、旧岩間町で配置されたものでございます。また、笠間、友部地区の小中学校につきましては、旧市町の公用車の配置計画がなかったということもございまして、独自の方法によって対応していたのではないかと思います。

合併後、新しい笠間市では、その必要性や公平な職場環境を確立した方がいいのではないかなという判断のもとに、本年度から、配置がされていない笠間地区、友部地区の小中学校へ計画的に配置をしたいと考えております。本年度につきましては、その計画に基づきまして2台を配車する予定でございまして、1台が笠間地区の東小学校、もう1台が友部地区の北川根小学校に配置をする予定でございまして。

また、その間の代用についてはということですが、教職員につきましては、県の方に公用車の手続をとり、登録をして、公用車としての扱いをして行っているという状況でございまして。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

本年5月1日現在、行政区への未加入世帯は、友部地区が2,189世帯、笠間地区が505世帯、岩間地区が1,439世帯、合計で4,133世帯となっております。

これらの未加入世帯の大半へは、行政文書が配布されていないのが現状であります。広報紙につきましては、本所の総合案内や各支所、公民館、図書館など33カ所に配置し、未加入の方でも入手しやすいよう努めております。さらに、本年6月発行分からは、市内27カ所の医療機関の協力のもとに待合室に配置し、より多くの方が入手可能になるよう配置箇所をふやしております。

なお、区長の協力により、未加入世帯へも行政文書を配布している地区や区長宅に取りに来てもらう方法で渡している地区もございます。

また、市のホームページに、広報紙を初め、できるだけ多くの情報を掲載し、未加入世帯も含めてより多くの方に情報が伝達できるよう努めております。

次に、ごみ等の処理でございますが、家庭内から排出されるごみにつきましては、市内に2,430カ所、友部地区1,180カ所、岩間地区280カ所、笠間地区970カ所の集積所が設置され、収集を行っております。

行政区に未加入の世帯につきましては、地区の区長さん及び班長さんとの相談の上、その同意が得られれば、地区の指定集積所を利用している方もあるようです。しかし、同意が得られずに、地区の指定集積所を利用できない場合は、友部、岩間地区の方は笠間・水戸環境組合へ、笠間地区の方はエコフロンティアかさまに自己搬入しております。

また、ごみの相談件数でございますが、合併してから3件でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 町田議員の質問にお答えをいたします。

この交差点は、岩間工業団地のキヤノン化成と金陽社、不二製油の角でありまして、市道岩間東316号と岩間東317号が交差するところでございます。ここは一時停止の規制がされておりまして、朝夕の通勤時間帯には交通量が多い場所でございます。

これまでの市内の信号機の設置状況を申し上げますと、平成17年度には東小学校入り口、笠間・水戸環境組合入り口、笠間市総合公園入り口、国道50号飯合地内に計4カ所、18年度は柏井地内、来栖地内に計2カ所、19年度は笠間西インターチェンジ2カ所、押辺地内、吉岡地内に計4カ所設置されました。いずれも学校やインターチェンジ付近などの新設道路、幹線道路に設置されております。

昨年もお質問をいただいているこの交差点には、信号機設置の要望を以前より続けているところでございますが、朝夕の通勤時間帯の交通量が多いものの、昼間の交通量は少ないことなどの理由により、設置には至っていないと思われまます。

信号機の要望につきましては、年1回取りまとめ、市長名で笠間警察署に要望書を提出しておりますが、信号機設置の適否の判断は、警察庁の信号機設置の指針に基づき県公安

委員会が行っており、事前に交通量、交通事故発生状況、交差点形状を調査分析するとともに、人身事故、物損事故の件数や通学路における生徒、児童、または高齢者の安全を確保しなければならない場所か等を見て、総合的に判断をしております。

今後も、引き続き要望活動をしてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問します。

私が隣の市の病院に行ったら、議会だよりだの広報紙が待合室にありました。この笠間市でやっていないのかなと思ったら、病院にやっているんですね。これは再質問から省きます。

それから、未加入世帯が4,133、大体、この中の半分としても、2,000件は純粋な未加入世帯ですよ。アパートにはごみの収集の場所が提供してあります。ただ、純粋な2,000件、この人たちは、税金を納めていて、あまねく公平なサービスを受ける権利があっても受けられないんですよ。なぜといったら、現在の笠間市は、区長制度を中心に市が運営を図っております。何々を要望しようとしても、区長を通してくださいというのが笠間市の窓口の対応です。もし区に入っていない人が行った場合は、何でしょう、この市は。私は区に入っていないんです。こういう苦情も出ると思います。

ごみの収集についての質問が3件ありましたということは、大体100倍、300の人が困っているということです。だから、これをせんじ詰めていけば、向こうの処分場に持って行ってくださいという指導はしていますが、私も2週間に1回は行きます。ごみ処理の場所に運んでいきます。確かに、奥さんの連中が多く来ております。

だけど、私は、本当に困っているのは、地区に入ってくればいいと言っても、地区に入るには地区加盟のお金を何十万と払うとか、地区の細かい規則に順応できないとか、だんだん都市化が進んでそういう世帯が多くなります。

ある宇都宮の市なんです、市の広報紙を新聞折り込みで実施しておりますというお話がございました。これはお金はかかると思います。とにかく市では区長を通して回覧板で回すのが一番何でも安いんですから。未加入世帯で通知が来るのは、ある人が言いました。税金の納付書、これは間違いなく来ると。あと選挙、そういうような状態であります。

これ、ごみの、私なりに考えてみたんですが、これは部長には酷な質問ですから申しませんが、私なりに、各支所、例えば支所に1カ所、未加入世帯の集積所、これは私は真剣に考えているんです。市長、もし差し支えなかったら、実施しますとは私は答弁はいただきませんが、とにかく考えてみる余地はあるんじゃないかと思います。

それから、小中学校の公用車の問題ですが、先ほど申し上げたとおり、笠間、中学校が4校、小学校6校で10、それから友部を合わせると17、そのうちの2件ですね。だから、本来は合併と同時に、岩間は何で公用車なんて学校に配備したんだっべと、疑問に思った

んじゃないかと思うんです、笠間と友部の人は、合併によっていろいろな珍しいことが出てきているわけですから。

だから、岩間から笠間に行ったら公用車がなかった、向こうから岩間へ来たら公用車があった。今まで配車されない2年間、2年間というより、ずっとさかのぼって用を足した用務員さんと事務員さんはだれの車を利用したんですか。

私も、町にいましたある職員に、課長までやった人に聞きました。それは自分で車で運転してガソリン代をもらっていたとか、こういうお話を聞いたんですが、例えば今、交通戦争の中で、私有の自動車を使って、これは私は初めて、びっくりした、こんなことが新笠間市であったのかと。

これ、教育長、2台なんて言わないで、議会に諮って、これこれこういうわけだからと一刻も早く全部、軽自動車で済むんですから、これ配車してくださいよ。何か起きてからでは間に合いませんよ。事故を起こしたらだれが責任を持つんですか。ガソリン代を学校で持つといったって、それは別な私用に使ってまたガソリンを入れるということも考えられるわけです。この点については、教育長、即答をお願いしますね。

それから、工業団地の信号機、これは私が3月に一般質問したので、その広報紙を見て、町田議員、いつ信号機がつくんだよと、死亡事故でも起きたらつくんじゃないのか、そうかいと。確かに、この前もお話したとおり、笠間の団地では大きい死亡事故が起きました。すぐです、信号機。信号というのは、事故を起こさない予防のためだと思うんですね。ひとつこれも強硬に言ってくださいよ、何らかの形で。

岩間では2カ所、先ほど申し上げたB & Gと吉岡地区、吉岡地区では年中事故が起きるところです。あそこも小さい事故は年じゅう起きているそうです。私も行ってみたら、キヤノン化成には、一番大きいんですね、キヤノン化成は。いやあ、物すごい。この人どこへ行くんだろうと、数珠なりで通勤時間帯にいます。笠間市にこんな大勢の人が集まる場所があるんだと、こう考えました。

2回目の再質問、お答えをお願いします。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 町田議員の再度の質問にお答えいたします。

実は、県費負担の教職員につきましては、自家用車を公用車として登録して、そういう条例があって、自家用車を公用車として使っております。

といいますのは、学校というのは、例えば家庭訪問であるとか、急にどこかに行かなきゃならないとか、子供が事故を起こしたというときに、自分の公用車1台では当然間に合わないわけです。それから、出張もそういう形になっています。したがって、自家用車を公用車として登録して、そうじゃないと途中で事故起こしたときにも公務災害にならないわけですね。そういう事情がありまして、学校には公用車を置いておくところというのはごく限られていたわけです。

ただ、今おっしゃいましたように、その中の用務員、市の職員はそういう制度がございませんので、市の職員が外に行くというときには、当然公用車が必要になるわけです。したがって、前は、笠間も友部も、市の職員については外へ出すということはなかったわけです。要するに、学校の中の仕事で、外に出る仕事は事務職員であるとか、ほかの教員がやるというような形で、公用車の活用をしていたわけです。岩間地区は、私も岩間で仕事をさせていただきましたからわかりますが、私のときには軽自動車があって、それで物を運んだりするというような形で使わせていただいた記憶があります。そういう事情で、決して置かないとか、学校の教育とか運営に不都合があったということではないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、やはりこういう時代ですから、公用車は学校にもぜひ私は必要だと、いただきたいというふうに思っております。今年度2台は予算化できましたけれども、これからできれば早い時期に各学校に配置できるように、教育委員会としても努力をしてまいりたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 町田議員の再質問にお答えをいたします。

工業団地内の信号機の設置の関係でございますが、確かにあの部分につきましては、朝夕交通量は大変多い状況でございます。私も確認をいたして、そういう状況は承知してございます。信号機があれば安全確保十分できるという認識は持っております。引き続き、警察署等へ要望してまいりたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の質問は、支所に集積所を置いたらどうかということがあります。なかなか即答しづらいものがございますが、ただ、区長制度をとっているというのは、行政側でいろいろ区長さんに仕事をお願いして、行政サービスの一翼を担っていただいている点もございますし、また、いい面では住民の窓口としていろいろご協力をいただいておりますので、区長制度そのものは私は大変重要だと思っておりますが、ただ、区に入られない方がふえてきているというのも事実でございます。ごみの問題も含めて、入られない方と役所との行政サービスの関係をどうしていくかということは、課題として私も重々承知しておりますので、そういう中でごみの対応も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 3回目の質問いたしますが、なぜといたら、ごみの問題、地区に入っていない者同士で3人、5人といったかな、5人グループをつくって1カ所確保して、そこにごみの収集をお願いしたそうです。1人ふえ、2人ふえ、とうとう10人にな

って、それ以上はというような形になっております。だから、未加入世帯は世帯で、私のところにも相談は来ております。先ほどみたいに、処分場へ持って行ってくださいとは、私らは言えないですよ。だから、この問題は、さっきも検討するというような形で。どこでも、大体都市部ですね。私も朝行くと、ずっと道路のへりにごみがあります。あれ全部拾っていくんでしょ。

それから、教育長の申し上げた中身はわかっています。私も調べた上で質問しているわけですから。ただ、その自家用車で、例えば知っている人が山新で買い物をしていたと、例えばだよ。何だい、この人、学校をサボって山新で家庭用のものを買ってたと。私も、わからないで現実に一回見たんですよ。ははあと、今聞いてわかりましたけど、毎回毎回この車が公用車の代用ですよというような形、1台なんですか、それとも行く人がたまたま用を足しに行くのは、例えば校長、教頭が行くなら話は別ですが、私が一番怖いのは、さっき言った市民の目ですよ。それから交通事故と。

だから、とにかく軽自動車なんだから、何か問題が起きてからでは間に合わない。ひとつこれは細心の注意を払ってください。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 自家用車を公用車とするシステムというのは、自分の車、すべて、大体車で、今、先生方とか、事務職員もそうですが、通っています。その自分の車を公用車として登録します。だから、当然、自分が出張で自分の車で行くわけですね。それは公用車として使っているということになるわけです。

ですから、学校のものを、例えば今言った地域の商店に買いに行くということも当然でございます。その辺で誤解されてはかわいそうだという、本当にありがたいお言葉なんです。ただ、そういう形で校務のために自分の車を使っているということとはございます。

そういうことも含めて、先ほど申しましたように、公用車の配置については、できるだけ早い時期にそろえられるように私どもも努力をしていきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 町田征久君の質問を終わります。

休憩しないで続いてやりますから、いいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく三つの問題について質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、市立病院についてであります。

一昨年の医療制度改革を受けて、医療費抑制を図るため、各都道府県では平成19年度中に医療費適正化計画及び地域医療計画を策定し、その計画に規定する取り組みを総合的に

推進することが求められました。また、総務省が昨年末に策定した公立病院改革ガイドラインでは、平成20年度、つまり今年度中に経営効率化や病院の統合再編などの改革プランをつくり、それに沿って3年以内の黒字化を目指すよう自治体に求めております。

そうした情勢のもとで、笠間市立病院のあり方検討委員会では6回の審議が重ねられ、笠間市立病院のあり方について提言書が出されております。提言は、市立病院が果たすべき役割について、急性期と在宅の後方支援、高齢者医療のキーステーション的な機能を担うとした上で、指定管理者制度の導入が妥当という内容になっておりますが、市長がこれをどのように評価されているのか、3点にわたってお伺いをいたします。

1点目は、提言で整理されている市立病院が果たすべき役割についてどのようにとらえられていらっしゃるのか。そして、2点目は、指定管理者制度の導入の現実性と、もし導入するとしたなら職員の雇用についてはどのようにしていこうと考えておられるのか。3点目は、提言の中で課題として指摘されております赤字の問題、医師不足の問題、経営責任のあいまいさの問題、施設の老朽化についてどう考え、今後どのように対応されるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、先ほど述べました総務省の公立病院改革ガイドラインとの関係も含めまして、今後どのような日程と体制でこの提言に基づいたさらなる検討が進められていくのか、お知らせをお願いしたいと思います。

大きな二つ目は、後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度の総費用は約12億円近くになりますが、高齢者の保険料負担分は約1割の1兆2,000億円以下であります。この半額の6,000億円をほかの財源から賄えば、高齢者の保険料が軽く済みます。昨年の負担凍結でも、高齢者はかなり助かったのではないのでしょうか。その際の補正額は1,700億円でしたから、話題になりました年間5兆9,000億円の道路特定財源のほんの一部でも回していただくと、随分と高齢者の負担は軽くなります。国会では、今、制度の廃止議論が熱を帯びておりますが、今後は、財源の公正な配分についても議論していくことが、私は必要ではないかと考えております。

そこで、国の制度的な問題については、前にお二人の議員から詳しく質問されておりますので、私は、制度導入後の笠間市の問題に絞って質問をさせていただきます。

そもそもこの後期高齢者医療制度は、市長も午前中の答弁の中で触れられておりましたが、旧来の老人保健制度においては負担と給付の仕組みが不明確なので、高齢化社会を迎えるに当たり、お年寄り一人一人にも負担していただくということ。具体的に申しますと、高齢者が集中することによって危機にある国民健康保険財政の負担を公平に分担することに目的があったのではないかと考えます。

75歳以上の1人当たりの高齢者医療費が全体の国民医療費と比べるとかなり高く、それを今までは国民健康保険が引き受けておりました。よしあしは別としまして、本来は、そこを改善するために後期高齢者だけ独立した制度をつくったのではなかったのかというこ



とであります。ですから、この制度の導入によって、国民健康保険制度の財政危機が回避される可能性がある。その意味では、負担と給付があいまいだった老人保健制度よりもいいかもしれないとは思ってまいりました。

ところが、大手企業の健康保険組合の約9割が、後期高齢者支援金を負担するために保険料を値上げしたり、積立金を取り崩しております。当然、当市の国民健康保険財政も後期高齢者への支援金を負担しなければなりません。

そこでお伺いしたいのは、昨年の国民健康保険税に係る介護給付費納付金の値上げの際に、保健衛生部の説明の中で、5億円あった国民健康保険会計の基金が3億円に減ってしまい、国保税の値上げが必要であることが示唆されておりましたが、この後期高齢者医療制度の導入によって笠間市の国保税はどうなっていくのか、値上げは回避されるのかどうかということであります。

また、後期高齢者医療制度に関するこの間の問い合わせや苦情の主な内容と、世帯別に見た場合、この制度の導入で昨年の国保税や社会保険料に比べて納入額が下がる世帯と上がる世帯との数の割合及びその金額がどれくらいになるのか、お教えをいただきたいと思っております。

さらに、前の方の質問では、65歳から74歳の重度障害者に対し、後期高齢者医療加入が実質的に義務づけられてしまっているという問題が取り上げられておりましたが、私は、65歳から74歳の障害をお持ちの方でご本人が後期高齢者医療へ移ることによって、その扶養家族が国保へ加入したために世帯負担額がふえるような、そういう事例が笠間市の中で生じていないかどうかお伺いをしたいと思います。

最後に、大きな三つ目として、一般家庭における公共下水道分離柵設置の問題についてお伺いをいたします。

合併前は、岩間町公共下水道では、一般家庭でも家庭用の排水阻集器、いわゆる分離柵の設置が義務づけられておりましたが、友部・笠間広域下水道では義務づけられておりませんでした。それが、合併後、ほとんどの住民に何も知らさずに、旧笠間市及び旧友部町エリアでも一般家庭における分離柵の設置が義務づけられるようになっております。その経緯についてお教えをいただきたいと思っております。

あわせて、一般家庭に分離柵を設置しなければならない必要性や分離柵の有効性と、設置が義務づけられる法的根拠についてもお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。明快なるご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、市立病院のあり方検討委員会の提言に対する評価、見解ということですが、今回の市立病院の方向性を定め、改革を進めていく上で、これまでになかった、あり方検討委

員会のような地域医療に対しての有識者の方々の議論による大変有意義な提言であったと考えております。

提言の中では、病院の運営を検討するときの最も重要な事項として、市民に医療サービスを提供する市民病院は、現在と、さらに今後急速に進む高齢化社会に対応する環境を整えるために、高齢者等を対象とした急性期と在宅の後方支援、高齢者医療のキーステーション的機能を有する医療機関としての役割を担うべきであるということ、また、それを実現する方策として、指定管理者制度の導入などの経営形態の変更についても提示をいただいたところでございます。

そういう中で、市立病院の役割については、私は、市民のアンケート調査の結果からも、在宅や后方支援の役割を求める要望が多かったわけでございますし、こういう高齢化社会の中で、今後の市民病院の役割としての提言は、時代背景の中で大変重要な提言であったと評価をさせていただきたいと思っております。

また、経営形態の指定管理者制度の導入につきましては、経営形態の一つであるというふうに思っております。

さらに、職員の雇用問題についてでございますが、今年度中に方向性を示していくわけでございますが、職員の皆さんには不安を与えないよう適正な時点で説明をしていきたいなと思っております。

それと、四つの課題についてのご質問でございますが、まず赤字問題につきましては、既にご承知のとおり、一般会計からの繰入金、法定外繰入金を含めてここ数年平均8,000万円程度である状況に対しては、当然、市の財政を考えますと経営の改善が必要であると考えております。

2点目の医師不足の問題については、現在2名の常勤医師で勤務に当たっていただいておりますが、本来であれば3名の体制をとることが重要であります。あと1人の医師の確保については、取り組んでおりますが、医師不足の中ではなかなか難しい状況であります。

また、経営責任については、市立病院の設置者は私でございますので、市長でございますので、その責任は十分認識しております。

また、施設の老朽化については、それほど遠い将来でなく、近い将来に、施設の改修等、さらには医療機器等の更新もしなければならないことになるわけございまして、大変大きな投資を必要とすることが生じてくるわけございまして、市の財政状況を考えると大変大きな問題であるなという認識を持っておるところでございます。

そのほかの点については、担当部長より説明をさせていただきます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 石松議員のご質問にお答えをいたします。

総務省が示した公立病院改革ガイドラインでは、地方公共団体に対しまして、平成20年

度までに公立病院改革プランの策定を求めています。また、あり方検討委員会からの提言についても、市立病院の具体的改革の実施は市民サービスに悪影響を及ぼさないように留意しながらも早急に進めることが求められています。そういうことで、来年の3月までには答申に基づく市の方針を決定してまいります。

次に、今後の体制ですが、経営診断や市民アンケート、また市立病院の患者アンケートなどを市長公室と保健衛生部において実施し、その後、関係機関と協議を図りながら進めてまいります。

3番目のガイドラインとの整合性についてでございますが、ガイドラインでは、公立病院の役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性の面から民間医療機関による提供が困難な医療機関を提供することにあるとして、主な機能、1としまして過疎地における医療、2としまして救急等不採算部門、3としまして高度先進医療、4としまして医師派遣拠点機能が例示されておりますが、市立病院につきましては、そのいずれにも当てはまるものとは言いがたいが、提言にもありましたように、地域における市民の医療ニーズにこたえていくため、急性期病院として在宅医療の後方支援病院といたしまして、県立中央病院や笠間市医師会を中心とする市内医療機関と連携をして、高齢者医療のキーステーション的な機能を担うことで整合性が図れるのではないかと考えております。

次に、市立病院の今後につきましては、県の保健医療計画やあり方検討委員会よりの提言を基本としまして、先ほど申し上げました市民アンケートや経営診断により市民ニーズを把握して、笠間市の地域医療の視点を考慮した上で、今後の方向性を出してまいりたいと考えております。

続きまして、国保、後期高齢者に関しましてでございます。

初めに、国保税の値上げは回避できるかということでございますが、現在、住民税の確定に伴い、国保税の内訳の医療分、後期高齢者医療支援分、介護分つきまして、算定をしているところでございます。7月に臨時議会の開催をお願いし、税条例の改正について上程させていただきますので、現時点では申し上げられません。

二つ目の問い合わせや苦情の内容については、先ほど横倉議員の質問に申し上げましたとおり、被扶養者から移行した方と国保から移行した方で保険料の軽減が違う、納得できない、などの意見が寄せられております。

3番目のこの制度の導入で国保税や社会保険料より納入が下がる世帯と上がる世帯の数と割合及びその金額との質問でございますが、今の段階では、国の国保税の軽減措置の検討や国保税が算定できていないので、申しわけございませんが、お答えできません。

65歳以上74歳未満の障害者の方のこの制度への加入状況、後期高齢者へ移行したことに伴い世帯の負担はふえないかとの質問ですが、まず加入状況ですが、345人が移行しております。移行したことに伴いまして世帯の負担はふえないかとのことですが、被扶養者の方であれば、後期高齢者保険医療が一人一人に賦課され、新たに発生しますので、ふえる

ことになります。今まで国保に加入していた方については、国保税が決定されておられないので、現段階ではお答えできません。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 公共下水道の分離柵設置の問題について、石松議員の質問にお答えをいたします。

市民に対しての周知が足りないのではないかということでございますが、分離柵の周知については、下水道工事を始めるに当たり行う地元説明会、そして工事が終わって下水道が使えるようになってからの受益者負担金説明会及び接続工事をするに当たって排水設備工事指定店からの説明の中で、周知を図ってきたところであります。しかし、排水設備の説明の中で分離柵の説明が不十分であった点は、ご指摘の点もございまして、市民の皆様へ十分いかなかったことについては事実でございます。

今後は、この説明、特に最初の地元説明会の時点において、その説明の仕方をしっかりと行って、理解をしてもらえるよう努力をしてみたいなと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 10番石松議員のご質問にお答えいたします。

初めに、一般家庭にまで分離柵設置が義務づけられた経緯についてご説明申し上げます。合併前の友部、笠間地区において、飲食店などには油脂遮断装置の設置を義務づけておりましたが、一般家庭における分離柵設置の義務づけはありませんでした。しかし、下水道施設のうち、マンホールポンプ場において食用油の固まりが見受けられるようになりました。ポンプ施設は、水量により自動運転をしておりますが、油分が大量に流れ込むと下水管やマンホールの中で油の固まりができ、これにより自動運転の誤作動が発生することが判明しました。また、流れの少ない箇所においては、下水管が詰まったりもしました。

このようなことから、合併協議において、友部・笠間広域下水道組合と岩間町下水道課において協議を重ねた結果、施設の延命効果が期待できることから、岩間町で実施していた分離柵を取り入れ、一般家庭においても設置をお願いすることで協議がまとまりました。

次に、一般家庭での分離柵の必要性や有効性及び法的根拠についてでございますが、分離柵は、近年、水質浄化で最も厄介な食用油を効率よく取り除くものとして注目を集めております。

メーカーの発表では、50リットルの水に200グラムの食用油を加えて攪拌し、台所などの蛇口から最大流量1分間20リットルとして流し、その流量から油の分離除去率を測定した結果、7割もの分離除去する成果が得られたとのことでございます。

ちなみに、友部、岩間地区の農業集落排水事業においては、その効果を期待し、施設の延命を図るものとして、当初から設置をお願いしておりました。

この分離柵は、機能を維持するためには清掃を定期的に行う必要があります、市民の皆様にはお手数をおかけするところであります。今後、下水道施設の老朽化を考えた場合に、その維持管理上の負担の軽減を図る必要があります、少しでも延命を図るためには、住民のご協力もお願いせざるを得ない状況になりつつあります。

次に、法的根拠についてでございますが、下水道法及び市条例により事業所からの排水基準が定められております。また、市の条例施行規則の中で、油脂類を大量に排水する事業所には設置を義務づけておりました。一般家庭にも、水質の浄化と下水道施設の延命を図れることから設置を進めてきたところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 順番に再質問をさせていただきます。

提言に対する評価としては、どういうふうに評価されているのかというのは、正直言ってよくわからないですね。ただ、検討委員会の議論については有意義だったというのは、私も全く同感でありまして、その意味では、非常に市長もそのようにとらえていただいているということは、私としては安心をしたというか、大変喜ばしいなと思っております。

指定管理者制度、現実性ということで私はご質問を申し上げているんですね。現実性があるのかどうかということをお聞きをしたいわけです。それと、もう一つは、赤字についても、赤字の現状は重々わかっておりまして、その赤字の問題が課題ですよということが検討委員会の中で提言をされているわけですから、その課題についてどうとらえていらっしゃるのか。医師不足は非常に難しいということ、解決は難しいということはお聞きしましたけれども、これも解決課題だと提言されているわけですが、この現状についてもどのように考えられているのか、そういうことを正直言って私はお伺いをしたかったわけです。

特に赤字の問題につきましては、提言の中でも、18年度7,100万円ほど一般会計からの繰入金が出ています。今ほどのようなご答弁の中でも、法定内含めて約8,000万円程度、毎年一般会計から繰り入れているというふうに市長はご答弁でおっしゃいました。

私は、この赤字の問題、数字の問題でございますから、もっと正確に市民の皆様には伝えるべきではなかるうかと思うんですね。

それはどういうことかといいますと、地方公営企業法というのがございまして、これは法定繰り出し外基準の問題になるんですけれども、いわゆる経費負担区分の原則というのが法律の中で決められておりまして、医業収益、医業をやるといふ事業の収益によって負担をするのが適当でない支出については、いわゆる税金、一般会計からも負担してもいいのではないかという、そういうための基準が設けられているわけですね。そういう基準が設けられておりますと、例えば昨年度の7,100万円ちょっとの繰入金、その基準内に入っ

ている繰入金を省きますと6,000万円になるわけですね。

さらに、もう一つは、普通交付税措置ですか、自治体立、公立病院を持っている自治体には普通交付税の交付金が出ております。1床当たり、18年度の資料を見ますと48万9,000円ですから、市立病院30床ですから、18年度は約1,467万円ですか、その金額が交付税措置をされているわけですね。ですから、7,160万円の18年度の繰入金から、法定内繰り出し1,160万円と、今ほど申し上げました普通交付税措置されている1,467万円を引くと、実質の赤字というのは4,533万円になっているわけですね。これが、本来、医業事業、医療事業によって賄わなければならないけれども、賄えずに補てんをしている金額ではなからうかと思うわけです。

この4,533万円をめぐって、どうするのかという議論でなければなりません。それが、検討委員会の資料を見ましても、先ほどの市長のご答弁をお聞きしましても、混乱をしているという、正確に伝えられていないというふうに思います。これは非常にシビアな問題ですので、私はこの繰入額については正確に伝えるべきだろうと思うんです。

さらに申し上げますと、この4,533万円の、いわば営業補助的に出している繰出金なんですけれども、これも構造的な赤字だということで、検討委員会の中では言われております。

診療報酬が、2002年度と2006年度、2006年は特に3.16%切り下げられております。これ、どういう状態になっているかということ、1人の看護婦さんが7人の患者さんを見て、19日以内の入院をした場合は1,555点、1,555円の診療報酬が払われるんですけども、これが、1人の看護師さんが13人の患者さんを見て24日間入院をさせたら、1,092円しか診療報酬が出ないんですね。さらにもっと大変なのは、入院が14日以内に済めば428点の点数が追加されますけれども、15日、30日になってしまうと192点しか追加をされないわけですね。これは多くの看護婦さんで少ない人数を見て、さらに短い期間で退院をさせた方が診療報酬は高いということですね。

こういう診療報酬の制度的な改定がされてしまっているわけですから、私は、市立病院がたとえ経営形態が変わって、民間、あるいは指定管理者になったとしても、この4,533万円の赤字を克服していくというのは、構造的に不可能ではないかなと思うわけです。そのあたりの見解はどのようにお持ちなのかということ、もう少し私はお聞かせをいただきたいということ。

それから、医師不足問題については、これは何とかしなければならないということが提言の中で言われているわけです。非常に難しいということが言われました。私も、市立病院単体だけで考えたら難しいと思うんですね。

今、若い臨床医さんの統計が出ておりますけれども、約8割以上の方が、昔で言いますと、大学に残って博士号を取るのがステータスになっておりましたが、今の若いお医者さんたちは、そういうことではなくて、できるだけ多くの方の患者さんの治療をしながら症

例をできるだけ集めて専門医、認定医の資格を取りたい、そういうふうにいる若い臨床医さんが多いということをお聞きをしております。

そういう意味でいうと、今、市立病院でやっています在宅訪問診療を中心にしたこの医療事業というのは、これに本当にふさわしいんですね。残念ながら市立病院は臨床医の研修病院として指定されておられませんから、そういうことは当然できないわけですが、そういうことも踏まえて、医師不足の問題については、私は考えていかなければならないんじゃないかなと思うわけです。

たとえ指定管理者制度を導入しましても、東海病院が指定管理者になりました。これ、30床を80床に増床して指定管理者をとったわけですが、結局、お医者さんも職員も集まらなくて、40床しか今回転じてないんですね。ですから、指定管理者にしてもお医者さんがそろわないし、十分な医療提供ができないというのが、東海病院で事実として示されているわけですね。

そういうことも含めて、提言の中では、指定管理者にすべきだと、妥当だと言われているんですが、市長としてその辺本当にどういうふうに今後考えていかれるのかなということも、もう少しお聞かせをいただきたいということなんです。

それと、もう一つは、公立病院の改革ガイドラインでいきますと、今年度中に病院の方向性を出して、3年以内に黒字化しなきゃいけないということが言われているということ先ほど申し上げました。これは非常にシビアですよ。

先ほど終末期の在宅医療の話も、さきの議員されておりましたけれども、ここの保健医療圏は水戸保健医療圏です。ですから、笠間市だけで考えるのではなくて、水戸保健医療圏の中で、例えば医療費適正化計画の中で言われている療養病床の削減数を決めたりということにならなければいけないわけですが、ただ、提言の中で言われているのは、残念ながら茨城の中ではまだ具体的な数字が出ておりません。

こういう状況の中で、笠間市としてそういうことを待っているのではなくて、急性期から回復期、在宅医療への切れ目、狭間を補う病院として市立病院が必要だということをもっと県に対して強くプッシュをしていくべきじゃないかということが、委員さんの中で助言として言われているわけですね。

こういうことから考えますと、アンケートをとったり、経営診断をしたりということはおっしゃられたわけですが、私は、やはり地域医療、地域医療計画の市としてのビジョンをどうするのかということ抜きに、市立病院の存続という結論は私は出せないんじゃないかなと思うわけですね。こういうところがどのようにリンクされて、3月までに議論されて結論が出されていくのかということなんです。これ、アンケートと経営診断と関係機関との協議ということだけではわかりませんので、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいということです。

それから、後期高齢者医療制度については、非常に困ってしまいましたね、答弁は。今

度の7月4日の臨時議会でもう少し詳しくお聞きするしかないのかなとは思いますが、けれども、ただ、私ども問題だと思っておりますのは、制度がいいとか悪いとか申し上げたいわけじゃないんですね。この制度を受けて、実際笠間の市民がどうなっているのかという現状を把握するということは市の責任だろうと思えますし、皆さん不安を抱えている後期高齢者医療制度に対して、笠間市としてはこういうスタンスでちゃんとやっていきますよということをきちんと市民にアピールをしていく、説明していくという責任が、私は笠間市にあると思うんです。そのことが果たしてきちんと果たされているのかということを考えてときに、きょうのこの定例議会の時点で、国民健康保険税の負担割合が出ていないということは一体どうなんだろうかと思うんです。

確かに、私、県内の市町村調べてみましたら、どこもまだ出てないんですね。ただ、全国的に広げてみますと、既に負担割合出して、きちんと市民に説明している自治体があります。私は、やはりそういうふうに行っていくということが、市民に対する誠意ある態度ではないでしょうか。

道路特定財源、ガソリン税の暫定税率の問題のときは、いち早く市長の見解がホームページでも公開をされております。そういう意味でいいますと、そのときの扱いと、この後期高齢者医療制度に対する市の扱い、姿勢というのは私は違うんじゃないかなと。こっちは、おろそかとは言いませんけれども、やはり軽く扱われているのかなというふうに率直に感じざるを得ないんですね。

このあたりについて、本当は現状をお聞きして低所得者対策の必要性に伺いたかったんですけれども、そこまでいっていません。そこまでいっていないという現状が、私は問題だと思うんですね。これはやはりきちんと見解を示していただきたいですし、間に合わないのであれば、人材、資財を投入してでも議会に間に合わすべきだったんじゃないでしょうか。それが、私は市民に対する責任を果たすということではなからうかと思えます。これに対するご見解をお願いしたいと思います。

それから、公共下水道の分離柵の設置についてなんですけれども、説明会等々で説明をされているわけですが、私は大変残念なのは、つなぐ方々が、行政から説明を受けるんじゃなくて、実際に見積もりをとって、業者に聞いて初めて、ああ、分離柵というのをつけないといけないんだというのがわかるという、こういう状況になっているということが問題だということなんですね。分離柵がいい悪い以前の問題として、こういう事態になっているということについて一体どうされるのか。

公営企業のこれからの経営診断等々、ホームページにも出されておりますけれども、公営企業の健全化計画を見ますと、やはり接続率を上げていかなきゃいけないというのが書かれておりますよね。接続率を上げるためには、市民の方に接続をしていただかなければいけないわけです。こういうことでは市民と行政の信頼関係失われますよ。

本当に経済状況厳しいですから、たかが3万、2万円の負担増ですよ、分離柵つけるの。



たかが3万、2万円かもしれないけれども、借家を持っている方、10軒持っていれば30万円ですよ。大変な市民にとっては経済負担になるわけですね。こういうことに対する、もっと丁寧さというんでしょうか、そういうものを私はきちんと態度として示していくべきではなからうかと思えます。この件に対するご見解を求めたいと思えます。

それから、法的根拠についてなんですけれども、確かに笠間市公共下水道条例の施行規則の中に、油脂類を多量に排水する流し口には油脂遮断装置を設けることと書いてあります。これを根拠に、一般家庭にも油脂遮断、いわゆる分離柵をつけさせるというふうにおっしゃっているんですが、ほかの市町村を調べました。どこの市町村にも、大体この条項はあるんですね。

例えばお隣の水戸市の下水道条例施行規則にも、第3条の2項の(3)に、油脂類を多量に排出する流し口には油脂遮断装置を設けることと書いてあるんですね。

この条項で何がされているかという、いわゆる床屋さんとか、飲食店ですね。こういうところにグリストラップをつけさせて、大量に油を流させないようにしようということがやられているわけなんですけれども、なぜ笠間市だけが、水戸市では同じ条例を持っていてつけなくてもいいのに、笠間市はつけなければいけないのか。ここが、私は法的な根拠としてわからないんですね。

法律的に見ていきますと、下水道法の中では、必要な最小限度、除害施設というふうにこのグリストラップのことを言いますけれども、分離柵もそれに類するわけなんですけれども、除害施設の設置を義務づけるのは、必要な最小限度のものであり、かつ公共下水道を使用する者に不当な義務を課することにならないものでなければならぬと、下水道法では書いてあるわけですね。このままの状態で行きますと、条例的にも納得できない、住民にも説明されていない、そうすると、この下水道法の第12条に私は逆に抵触してしまうんじゃないかと思うんですね。この辺のご見解もきちんとしていただきたいなと思うわけです。

それから、もう一つは、これ去年からですか、つけるようになったのは。合併してからです。合併以前、旧友部町、旧笠間市エリアにお住まいの方で下水道に接続しているお宅はつけていないわけですよ。そうすると、同じところに住んで、同じ公共下水道を使っていて、つけているところとつけてないところができるわけですね。こういうことに対する問題、どういうふうにされていくんでしょうか。

私は、こういう問題含めて解決をしていくためには、一度この問題については白紙に戻していただいて、きちんと条例化をしていただいて市民の意見を聞く、そういう手順を踏まえていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

以上、再質問です。

議長（石崎勝三君） 20番野原義昭議員が着席いたしました。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 市民病院の件についてお答えをさせていただきたいと思います。

赤字の金額的な細かい内訳については、議員おっしゃるように、今のような形でもう少し詳しく分けてお示しをしていきたいなと思っております。

次の指定管理者の件でございますが、最終的にどういう形態でいくかというのは、今年度中に決定をする方向でございますので、指定管理者制度に決まったということではございません。ただ、一般論として、指定管理者制度を仮に導入した場合に、今の笠間市民病院の規模で、指定管理者として手を挙げてくださる方があるのかどうなのかというのは、非常に私も難しい課題だなと思っております。あの規模での病院経営が、指定管理者、例えば民間がやった場合に、果たして経営的に成り立つのかどうなのかというのは、もう少し詰めて勉強してみないとわかりませんが、非常に難しい現況があるのではないかなと感じてはおります。

民間がやったから、即先ほど申しました赤字が解消されるということにもつながらないと思っておりますが、少なくとも公的なものがやっているよりは、いろいろな面で経営努力というのは図っていくのではないかなというふうに考えております。

今年度中にいろいろな角度から検討いたしまして、最終的に方針を出していきたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 後期高齢者の国保に関する件でございますが、先ほど申しましたように臨時議会ということでのお話でございます。

なぜかといいますと、低所得者対策の必要性ということも当然ありまして、笠間市の場合、低所得者に対しまして7割、5割、2割という減額の措置が現在設けられておるわけでございます。応益応能を50対50、ほぼ50対45から55ぐらいの中での対応が義務づけられておりまして、そのためには所得の確定というものが必要になっております。

そういった観点で、従来7月の下旬に臨時議会をお願いして、8月の本算定で3期分を発送していたという経緯はございますが、今年度は、65歳以上から74歳までの年金から特別徴収をする国保加入者の分について、社会保険庁の方に7月中旬までに通知を出さなくてはならないということで、7月の初旬に臨時議会をお願いしたと、そういう経緯がございます。

そういった中で、国保も含めて、後期高齢者医療制度も含めて、いろいろな角度の中で市としてはPRを進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 初めに、説明会で聞かないで業者の方から説明を受け

て初めてわかったというご指摘でしたが、今後の説明につきましては、工事の地元の説明会や受益者負担金の説明会等におかれましても十分説明をさせていただきたいと考えております。

また、それだけではなく、広報や市のホームページ、パンフレットなどで十分周知を図ってまいりまして、接続率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、法的根拠でございますが、下水道法の12条の中で、不当な義務を課すことにならないものとされるということでございましたが、この12条の部分につきましては、条例の方でいきますと、第1条の除害施設の設置等ということで、動植物油脂類含有量が1リットルにつき30ミリグラム以下ということで、審査の基準に適合しない下水を継続して排除して、公共下水道を使用する者は除害施設を設けるということで、さきに言った食堂とかそういうところにやっております、確かに一般家庭には当てはまらないと考えております。

そういうことで、一般家庭におかれましても、明確な設置基準がないまま、また説明が不十分の中で進められてまいりましたことに対しては、深くおわびを申し上げますが、今後は、下水道審議会等の意見をいただきながら、規則の改正を検討し、一般家庭での設置を明確にしていきたいと考えております。

次に、既に下水道に接続している方への対応でございますが、議員のご指摘のとおり、効果を上げるためには、既に接続している方のご協力がなければ、よりよい効果は上がりませんので、現在のところ建てかえや増改築等の機会に設置をしていただいておりますが、今後とも下水道審議会のご意見をいただき、よりよい効果が図れるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 時間がないので、全部聞き切れるのが不安になってきたんですけども、一つは、最終的に経営形態の結論は3月までに与えられるということなんですけれども、私も経営形態にこだわっているわけではないんですよ。

要するに、提言の中で言われているのは、指定管理者制度が妥当だろうと言われているんですけども、その理由ですよ。理由というのは、今の国の医療制度改革の中、それから今県が策定している地域医療計画、保健医療計画と茨城では言っていますが、それを策定する過程で、非常に市立病院としては重要な役割と位置を示しているということをやられているわけですね。

私は、何度も国保病院の時代から議会の中で取り上げてきましたけれども、残念ながら行政側がやってきたことは、給食の民間委託化だとか、看護師さん、職員の調整額を廃止するとか、いわばそういう経費節減策はやってきたんですけども、診療の中身には一切手をつけてこなかったですし、そういう議論が、今回の検討委員会の中で初めてされたん

ですね。その意味で、非常に私は有意義だったと思っているんですけども、ところが、現場の職員の皆さんは、日々市民の皆さん、患者の皆さんと接触をしているわけですね。そうすると、おのずと一般的な診療から在宅中心の診療になっています。訪問介護、訪問診療始めていますよね。訪問診療を受けている方が40人を超したというふうに私は聞いております。

これも提言の中で言われていますけれども、この40人の方を含めると、病床が30床のうち12床しか稼働していないとしても、40人の患者がいるんだから52床の病床持っていることと同じなんだよと。だから、もっと自信を持ちなさいというような助言も、アドバイスも検討委員会の中ではされているわけですね。

そういう意味でいうと、職員の方は、勤務時間よりも30分、1時間早く出てきて、そういう地域診療について勉強されたりしているわけですね。とりわけ石塚先生の勤務状態なんか、私は、もう先生やめてしまうんじゃないかなんて、休みがないぐらい、そういう勤務状態になっています。非常に職員のモチベーションは上がっていて、地域医療に何とか貢献したいとなっているわけですね。こういうモチベーションを大事にしながら、病院の形態の変更を考えていくというふうにしていかないといけないということ。

それと、今、笠間が置かれている状況、中央病院がございますが、中央病院は、高度医療、がんセンターの問題、それから救急医療を強化することによって、非常に持ち直しています。そういう意味でいうと、今、中央病院は二次救急ですね。入院しなければならない患者さんいっぱい受け入れているんですよ。筑西の方も受け入れているし、那珂市の方も受け入れちゃっている。夜行かれるとわかるんですが、一次救急、いわゆる一般の救急の方が、中央病院の廊下にずっと並んで1時間も、2時間も待たないと救急にかかれなような状態になっているんですね。これは一次救急、入院しない救急がパンク寸前になっているわけですよ。

こういう状態をほうっておきますと、水戸保健医療圏がどういうふうに整備されていくのかわかりませんが、笠間の市民の方、救急、ひょっとしたら市外の遠くの病院に行かざるを得ないようになるかもしれません、中央病院が高度医療だけに政策医療だけに特化されてしまいますと。そういう問題も含まれているわけですから、私は、ぜひとも笠間ならではの、笠間市独自の地域医療のビジョンというのを議論をしていただきたいんです。

3月末までに結論を出すというのは結構なんです。それから、アンケートやるということも結構です。関係機関との協議をするのも結構です。しかし、今、地域医療という観点、スタンスから、前回、ちょうど1年前に質問したときに、地域医療について計画立てないんですかと言ったら、保健衛生部長は、検討課題とさせていただきますという答弁でしたけれども、検討課題じゃなく、ぜひこの1年の間に現実的なものにしていただいた上で、市立病院の経営形態の結論を出していただきたいということを申し上げたいわけです。それに対する答弁をいただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度の問題については、今、問題をお聞きすればするほど、もっときちんと市民に対して丁寧に説明すべきだろうと思うんですね。今の現状も含めて、どこでも触れられていませんよね。広報にもないですし、もっと大変だなと思ったのは、仮算定で国保税の請求が来ました。国保税の請求来ましたけれども、4月から後期高齢者医療制度に行っている人の分まで請求に入っているわけじゃないですか、仮算定で。これもやっぱり私ひどいなと思いますよ。これも何も説明が入っていませんでしたよ、請求書の中に。非常に疑問を感じていらっしゃる方たくさんいらっしゃいます。もっと丁寧に説明していただきたいと思うんですね。

時間ないので、最後に、公共下水道の問題について確認だけとりたいんですが、きちんと審議会の方で協議をしていただくということなんですけれども、私はお聞きしたいのは、油脂トラップ、グリストラップですね。この油脂遮断装置が一般家庭についてないために、何か問題が起こったことがあったのかなということなんですよ。

いろいろ聞いているんですが、旧友部、笠間の下水道の中で問題があったのは、油で問題があったのはみんな業者ですよ。グリストラップの清掃をちゃんとやってなくて、油が全部流れ出しちゃって、マンホール詰まらせちゃった、油でいっぱいにしちゃったというのはお聞きしているんですが、一般家庭でそういうことがあって下水道の事業に障害が生じたというのは、私どもの方では一切聞いてないんですね。そういう中で、何で分離柵を一般家庭に設置を求めるのかというのが、どうも納得できないんですよ。

確かに、今までおやりになっていたかもしれない。農業集落排水の方ではおやりになっているのかもしれないですけども、ほかの市町村では同じ条例を持っていてやっていないわけですよ。もっとそこを説得力のある説明をしていただかないと、市民の方は納得されないんじゃないでしょうか。その辺の説明を具体的にどうしていただけるのかということと、あと法的な整備の問題としても、条例施行規則というのがありますが、この施行規則についても、改めて、どういう施行規則にすべきかということも含めて審議会の中で検討していただけるのかどうか、その辺もう一度ご答弁お願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 市民病院と申し上げましたが、市立病院の間違いでございますので、まず呼び方について訂正をさせていただきたいと思っております。

現状については、議員おっしゃるとおりでございます。提言にもありますように、これからの高齢化社会の中で、今、市立病院の果たしている在宅を中心とした医療サービスというのは、私はやはり経営形態が変わった中でも維持していくべきではないかなと思っております。

熱意を持って、石塚先生初め、職員の皆さん取り組んでくださっておりまして、私も石塚先生とは何回か話し合いをさせていただきました。現状では、本当に連休すらとれない

という、そういう状況でございまして、大変その取り組みというのに頭が下がる思いでございまして、それを少しでも改善していきたいと。そしてまた、今年度中に決定する中においては、先生の考え方、今までの関係含めて、十分お話を伺いながら決定をしていきたいなと思っております。

議員さんおっしゃるように、地域医療計画ということをよく言われますが、行政としましては、県の保健医療計画が上位計画としてありまして、笠間市で、ほかの市町村もそうですが、地域医療計画というのは市町村ではほとんどつくってございせんが、その地域の医療の計画まではいかないけれども、県の保健医療計画の中でその地域の医療をどうするかというのは当然考えながら、市立病院のあり方を決定をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほどの後期高齢者に行った場合の残された方と、国保と後期高齢者の部分が大きく税が賦課されているのではないかという質問でございまして、確かにそういう問い合わせはございます。

窓口に来られる方、また電話等でもそういう対応がありまして、それについては、確かに後期高齢者へ行って年金から引かれ、国保については、人数は少なくなっておりますが、前年の年税額を納期分で割った分が一気に仮算定ということで税条例の中で規定されておりますので、そういう形でいくということの説明とあわせて、納税の相談、納付方法あわせて窓口で受け付けて、納付しやすい方法を説明して、それで了解をとっているということで対処しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 他の市町村で行っていないのではないかとということでございまして、確かに県内では恐らく旧八郷町が行っていると思います。

これらにつきましても、グリストラップ、公共下水道に油脂類を大量に排水に流すときは油脂遮断装置を設けてございまして、油を大量に使用して営業している事業者については、それらをやって98%の分離除去するという油脂遮断装置の設置をお願いしております。

また、一般家庭におかれましては、大量か少量かの判断も難しいものがございまして、油脂遮断装置より機能は70%と分離除去率は落ちますが、先ほど述べましたように、下水道施設の延命を考慮しまして分離柵の設置をお願いしているところでございます。

今後につきましても、審議会等で十分検討をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 何か答弁漏れがあるそうです。よく考えて答弁してください。

石松君、もう一回、質問内容がわからないんだって。2分あるから。

10番（石松俊雄君） 審議会の中で検討していただくのは結構ですけれども、条例規

則の文言等々含めて、法律的な問題も含めて、審議会の中で検討していただけるんですか  
ということです。

上下水道部長（早乙女正利君） 条例等についても、審議した中で十分検討していきたい  
と考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす午前10時から開きますので、ご参集ください。

ご苦労さまでございました。

午後3時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 町 田 征 久

署 名 議 員 大 関 久 義